

## 第1号議案

### 平成31年広島県議会2月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成31年広島県議会2月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成31年1月31日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案される議案

- (1) 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例案…………… P 12～ 24
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に  
伴う関係条例の整備に関する条例案…………… P 25～ 37
- (3) 広島県手数料条例等の一部を改正する条例案…………… P 38～ 79
- (4) 広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を  
改正する条例案…………… P 80～ 85
- (5) 平成31年度教育委員会関係当初予算案…………… P 86～116

#### 2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

会計年度任用職員に係る条例の制定及び関係条例の規定の整備について

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、条例の制定及び関係する条例の規定を整備する。

2 会計年度任用職員の概要

(1) 制度の目的

地方公務員の非常勤職員は特別職として位置付けられ、地方公務員法の規定が適用されない。しかし、教育、子育て等様々な分野で活用され、現状において地方行政の重要な担い手となっていることを踏まえ、その任用や勤務条件を明確にすることを目的として、非常勤職員のうち「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職」を除く職員については、地方公務員法が適用される一般職の「会計年度任用職員」として位置付けられることとなった。

(2) 主な変更点

新たに、期末手当の支給や、人事評価の対象となる。

なお、広島県では、現行の非常勤職員と同様に、常勤職員よりも勤務時間が短い、「短時間勤務会計年度任用職員」を導入する。

【制度概要】

項目	改正後 短時間勤務 会計年度任用職員	関係する条例	(参考) 任期のない 常勤職員
任期	1会計年度内	—	無
条件付採用	有(1月)	引用条項の整理 ①外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ②公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	有
分限及び懲戒	有	①職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 ②職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例 ③警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例	有
勤務時間	任期のない常勤職員に比して短い時間	①職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	フルタイム
基本報酬	報酬	①短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例【制定】 ②職員の給与に関する条例 ③職員の旅費に関する条例 ④特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 ⑤広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ⑥市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	給料
費用弁償	通勤費相当 旅費相当		通勤手当 旅費
期末手当	支給 (6か月以上勤務)		支給
その他の手当 ※報酬として 支給	一部支給 (時間外勤務手当等)		支給
休暇・休業	年次有給休暇、特別休暇、育児休業等	①職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 ②職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例等 ③職員の育児休業等に関する条例	年次有給休暇、特別休暇、育児休業等
人事評価	有	—	有
研修	有	—	有
運営状況公表	対象外	①広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	対象

### 3 新設条例の概要（短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案）

#### (1) 目的

短時間勤務会計年度任用職員の給与（報酬，期末手当，その他の手当のうちの一部）及び費用弁償について定める。

#### (2) 給与の種類

報酬と期末手当とする。その他の手当のうち，総務省のマニュアルにより支給することができると思われる手当（初任給調整手当，地域手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当）については，報酬として支給する。

#### (3) 職務の区分

短時間勤務会計年度任用職員の職務内容を次の表の左欄のように定め，当該職務に従事する者を右欄のように定める。

事務職	一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
教育職	教育業務に従事する者
医療職	衛生管理業務に従事する者
専門事務職	専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
専門教育職	専門的な教育業務に従事する者
専門研究職	専門的な研究業務に従事する者
専門医療職	専門的な衛生管理業務に従事する者
高度専門職	高度かつ専門的な業務に従事する者

#### (4) 基本報酬等

短時間勤務会計年度任用職員には，常勤職員の給料との均衡を考慮した基本報酬を支給するほか，給料の調整額，初任給調整手当，地域手当及び特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により当該手当に相当する報酬を支給することができる。

#### (5) 時間外勤務手当等

定められた勤務時間以外や夜間などに勤務する場合は，常勤職員の例により割増報酬等を支給する。

#### (6) 期末手当

任用期間が6月以上ある場合は，常勤職員の例により期末手当を支給する（年間2.6月）。

#### (7) 費用弁償

ア 通勤のために費用を要する場合は，任用期間を考慮して常勤職員の通勤手当に相当する費用弁償を支給する。

イ 職務のために旅行した場合は，常勤職員の旅費に相当する費用弁償を支給する。額については，職員の旅費に関する条例の例による。

#### (8) 報酬の支給方法

ア 支給日は人事委員会規則で定める。

イ 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった日から報酬を支給し，退職・死亡した日まで報酬を支給する。

ウ 育児休業中の短時間会計年度任用職員には，原則として給与は支給しない。

エ 定められた勤務時間に短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないときは，勤務しない1時間につき，勤務1時間当たりの報酬を減額する。

#### (9) 休職者の給与

公務災害などにより休職をした場合の給与の取扱いは，原則として常勤職員と同様とする。

#### (10) 人事委員会規則への委任

条例の実施に必要な事項は，人事委員会規則で定める。

4 関係条例の改正の概要(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案)

	条 例 名	改 正 の 内 容
1	職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号)	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
2	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年広島県条例第25号)	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の分限に係る規定の整備
3	職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年広島県条例第26号)	短時間勤務会計年度任用職員の懲戒に係る規定の整備
4	職員の旅費に関する条例(昭和28年広島県条例第23号)	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
5	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年広島県条例第35号)	短時間勤務会計年度任用職員を条例の適用対象とするための規定の整備
6	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和50年広島県条例第38号)	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
7	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年広島県条例第3号)	引用条項の整理
8	職員の育児休業等に関する条例(平成4年広島県条例第18号)	短時間勤務会計年度任用職員の部分休業に係る規定の整備
9	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)	短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間等及び休暇に係る規定の整備
10	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年広島県条例第41号)	引用条項の整理
11	広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年広島県条例第1号)	地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員を公表の対象となる職員に追加するための規定の整備
12	広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年広島県条例第38号)	短時間勤務会計年度任用職員である病院事業職員の給与に係る規定の整備
13	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年広島県条例第49号)	短時間勤務会計年度任用職員である市町立学校職員の給与に係る規定の整備
14	警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年広島県条例第40号)	短時間勤務会計年度任用職員の懲戒に係る規定の整備

※ 左の番号は整備条例の改正条番号

5 施行期日

平成32年4月1日

## 広島県手数料条例等の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、教育委員会に関するものとして、広島県立歴史民俗資料館設置条例及び広島県立歴史博物館設置条例の一部を改定する。

### 2 改正の内容

消費税率が8%から10%に改定されることに伴い、広島県立歴史民俗資料館設置条例の特別の展示の場合の入館料の上限金額及び広島県立歴史博物館設置条例の特別の展示の場合の入館料の上限金額並びに施設使用料について、次のとおり改正を行う。

条例名	区分	単位	現行	改正後
広島県立歴史民俗資料館設置条例	入館料(特別の展示の場合)	1人1回	1,030円	1,040円
広島県立歴史博物館設置条例	入館料(特別の展示の場合)	1人1回	1,030円	1,040円
	施設使用料	1時間ごと	2,000円	2,030円

※ 実際の入館料は、当該範囲内で知事が定める額

※ 施設使用料は、広島県立歴史博物館分館の頼山陽史跡資料館の茶室使用料が該当

### 3 施行期日

平成31年10月1日

広島県学校職員定数条例の一部改正について

平成31年度の教職員定数

(単位:人)

区 分	H30 (A)	H31 (B)	増減 (B - A)	主な増減要因
学校職員定数 (常勤定数)	14,542  <small>( 県立 5,235 市町立 9,307 )</small>	14,483  <small>( 県立 5,206 市町立 9,277 )</small>	▲ 59  <small>( 県立 ▲29 市町立 ▲30 )</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中・高等学校の児童生徒数減等 ▲87</li> <li>○ 特別支援学級・学校の児童生徒数増 +28</li> <li>○ 「学びの変革」の推進等のための教職員の配置 ±0 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島叡智学園のIB実践・IB認定対応等に係る加配 +4</li> <li>・三次中・高等学校の開校準備に係る加配 ▲4</li> </ul> </li> </ul>

(単位:人役)

# 平成31年広島県議会2月定例会提案見込事項

## 1. 平成31年度一般会計予算

### (1) 歳入

(単位:千円, %)

款	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	比較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
使用料及び手数料	4,976,345	4,795,626	△ 180,719	96.4
国庫支出金	28,790,738	28,142,857	△ 647,881	97.7
財産収入	179,482	194,166	14,684	108.2
繰入金	65,552	135,935	70,383	207.4
諸収入	2,162,789	1,851,189	△ 311,600	85.6
県債	11,420,200	6,985,200	△ 4,435,000	61.2
合計	47,595,106	42,104,973	△ 5,490,133	88.5

### (2) 歳出

(単位:千円, %)

款	項	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	比較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
教育費	教育総務費	5,523,754	4,861,637	△ 662,117	88.0
	小学校費	58,809,914	57,009,916	△ 1,799,998	96.9
	中学校費	33,772,970	33,337,095	△ 435,875	98.7
	高等学校費	53,549,168	52,733,526	△ 815,642	98.5
	特別支援学校費	16,540,901	16,318,126	△ 222,775	98.7
	社会教育費	1,252,774	1,303,195	50,421	104.0
	保健体育費	462,880	381,835	△ 81,045	82.5
	計	169,912,361	165,945,330	△ 3,967,031	97.7
	災害復旧費	20,000	20,000	0	100.0
	合計	169,932,361	165,965,330	△ 3,967,031	97.7

県一般会計予算総額	953,890,000	1,055,100,000	101,210,000	110.6
-----------	-------------	---------------	-------------	-------

### (3) 歳出の経費区分別内訳

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
一 般 事 業 費	24,570,936	23,611,548	△ 959,388	96.1
施 設 整 備	7,741,825	6,162,736	△ 1,579,089	79.6
そ の 他	16,829,111	17,448,812	619,701	103.7
職 員 給 与 費	145,341,425	142,333,782	△ 3,007,643	97.9
災 害 復 旧 費	20,000	20,000	0	100.0
合 計	169,932,361	165,965,330	△ 3,967,031	97.7

### (4) 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
三 次 中 学 校 ・ 高 等 学 校 整 備 事 業	平成32年度	97,778
県 立 学 校 施 設 整 備 事 業	平成32年度	1,102,748
県 立 特 別 支 援 学 校 通 学 対 策 事 業	平成31年度~36年度	459,725

## 2 平成31年度高等学校等奨学金特別会計予算

### (1) 歳 入

(単位:千円, %)

項	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
繰 越 金	64,187	2,623	△ 61,564	4.1
諸 収 入	350,413	260,006	△ 90,407	74.2
合 計	414,600	262,629	△ 151,971	63.3

### (2) 歳 出

(単位:千円, %)

項	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
高等学校等奨学金	414,600	262,629	△ 151,971	63.3
合 計	414,600	262,629	△ 151,971	63.3

## (歳出内訳)

## 1 平成31年度一般会計予算

(単位:千円)

目	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	差 引 (B)-(A)	説 明
(款)教育費				
(項)教育総務費				
1 教育委員会費	32,183	33,255	1,072	1 委員報酬及び給与費 教育長及び委員 6人 27,930 2 委員会運営費 5,325
2 事務局費	2,520,287	2,865,457	345,170	1 職員給与費 2,336,067 2 事務局運営費 486,313 3 教育事務所費 28,111 4 企画広報活動費 6,538 5 文教施設管理費 8,428 (1)県立学校施設等管理指導費 4,138 (2)市町立学校施設整備等事務費 4,290
3 教職員人事費	30,606	28,870	△ 1,736	1 教職員人事管理費 17,018 2 教育職員免許検定費 11,852
4 教育指導費	2,591,441	1,528,831	△ 1,062,610	1 学校教育指導費 797,120 (1)学びの変革牽引事業費 447,276 (2)生徒指導及び道德教育振興費 111,231 (3)教職員指導力向上対策事業費 25,774 (4)幼児教育推進費 75,286 (5)特別支援教育振興費 12,629 (6)教育振興費 70,804 (7)被災児童生徒等支援事業費 54,120 2 義務教育改革推進事業費 29,216 3 高校教育改革推進事業費 373,290 (1)学力向上対策事業費 48,326 (2)職業能力育成推進事業費 18,672 (3)魅力ある高校づくり推進事業費 6,361 (4)広島みらい創生高等学校整備運営事業費 299,931 4 開かれた学校づくり推進事業費 2,557 5 教育情報化推進事業費 157,561 6 国際化教育推進事業費 73,147 7 教育センター費 58,828 8 同和奨学金(既貸付決定分) 37,112
6 福利厚生費	349,237	405,224	55,987	1 教職員健康管理費 178,708 2 教職員公舎管理費 118,770 3 公立学校共済組合事務費交付金 107,746
(項)小学校費				
1 教職員費	58,809,914	57,009,916	△ 1,799,998	1 教職員給与費 55,932,773 2 非常勤講師報酬等 804,102 3 教職員等旅費 273,041

(単位:千円)

目	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	差 引 (B) - (A)	説 明
(項)中学校費				
1 教 職 員 費	33,772,970	33,337,095	△ 435,875	1 教職員給与費 32,252,310 2 非常勤講師報酬等 892,326 3 教職員等旅費 192,459
(項)高等学校費				
1 高等学校総務費	39,826,551	39,665,957	△ 160,594	1 教職員給与費 37,905,801 2 非常勤講師報酬等 1,505,120 3 教職員等旅費 223,241 4 高等学校入学者学力検査費 31,795
2 高等学校管理費	13,722,617	13,067,569	△ 655,048	1 学校運営費 2,642,600 2 定時制通信制教育等修学奨励費 19,768 3 広島観智学園中学校・高等学校整備費 2,024,301 4 三次中学校・高等学校整備費 256,975 5 学校改修整備費 1,573,789 6 学校維持修繕費 834,046 7 専門教育施設等整備費 437,457 8 教育振興基金積立金 52,001 9 就学支援金 4,662,325 10 奨学給付金 564,307
(項)特別支援学校費				
1 特別支援学校費	16,540,901	16,318,126	△ 222,775	1 教職員給与費 13,207,360 2 非常勤講師報酬等 347,858 3 教職員等旅費 64,302 4 学校運営費 685,442 5 通学対策費 730,002 6 就学奨励費 393,688 7 学校改修整備費 646,654 8 学校維持修繕費 174,017 9 専門教育施設等整備費 68,494 10 教育振興基金積立金 309
(項)社会教育費				
1 社会教育総務費	787,375	793,953	6,578	1 職員給与費 671,541 2 生涯学習振興費 4,478 3 成人教育費 2,500 4 青少年教育費 108,058 5 文化振興費 7,376
2 文化財保護費	87,162	117,724	30,562	1 埋蔵文化財保護費 14,805 2 文化財保存事業費補助金 102,919
3 文化施設費	374,178	388,349	14,171	1 図書館費 207,393 2 歴史民俗資料館費 53,877 3 歴史博物館費 127,079
4 人権教育推進費	4,059	3,169	△ 890	1 人権教育推進費 3,169

(単位:千円)

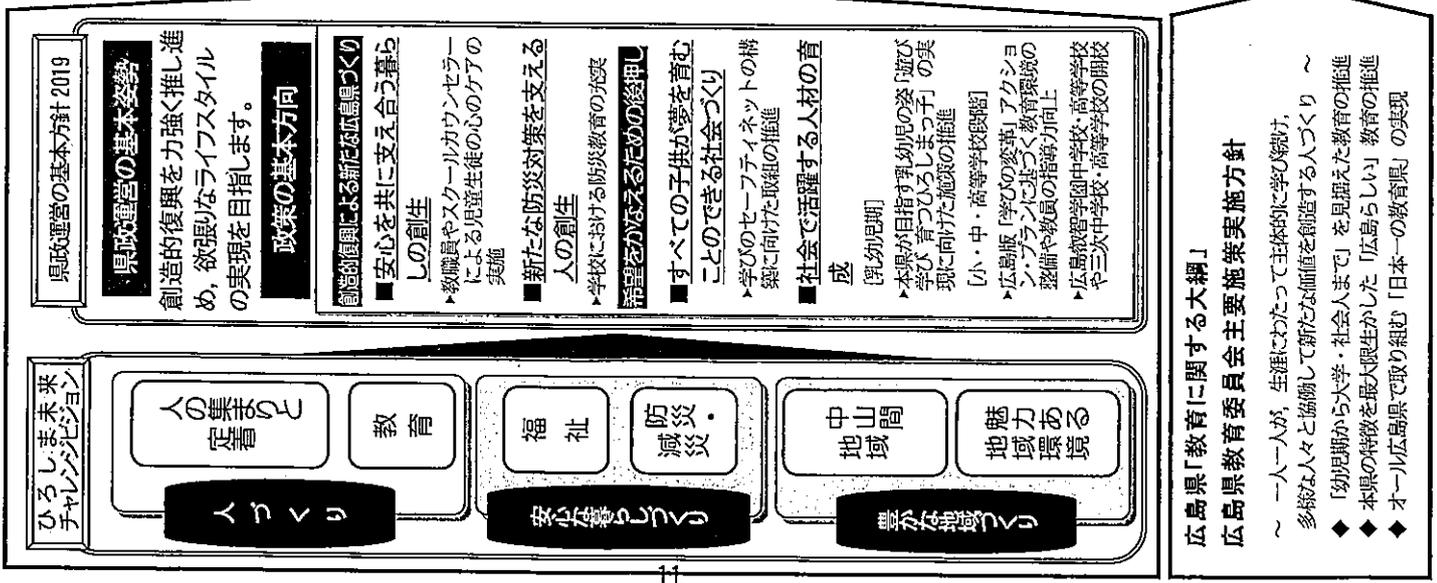
目	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	差 引 (B) - (A)	説 明
(項)保健体育費				
1 保健体育総務費	435,934	372,828	△ 63,106	1 学校保健体育費 367,339 (1)学校保健管理指導費 72,065 (2)学校安全管理指導費 253,657 (3)学校体育指導費 41,617 2 学校給食振興費 5,489
2 体育振興費	26,946	9,007	△ 17,939	1 学校体育推進事業費 9,007
(款)災害復旧費				
(項)教育施設災害復旧費				
1 教育施設災害復旧費	20,000	20,000	0	0 1 単独事業 5,000 (1)現年発生災害教育施設復旧費 5,000 2 公共事業 15,000 (1)現年発生災害教育施設復旧費 15,000
合 計	169,932,361	165,965,330	△ 3,967,031	

## 2 平成31年度高等学校等奨学金特別会計予算

(単位:千円)

目	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	差 引 (B) - (A)	説 明
(款)高等学校等奨学金				
(項)高等学校等奨学金				
1 高等学校等奨学金	414,600	262,629	△ 151,971	1 貸付金 217,874 2 事務費 43,315 3 国庫補助金返還金 1,440

# 平成31年度主要施策の概要



見込運営の基本方針2019

**県政運営の基本姿勢**  
創造的復興を力強く推し進め、欲張りなライフスタイルの実現を目指します。

**政策の基本方向**

**創造的復興による新たな広島づくり**

■ 安心を共に支え合う暮らしの創生

▶ 教職員やスクールカウンセラーによる児童生徒の心のケアの実施

■ 新たな防災対策を支える人の創生

▶ 学校における防災教育の充実

■ 希望がかなえるための後押し

▶ すべての子供が夢を育むことのできる社会づくり

▶ 学びのセーフティネットの構築に向けた取組の推進

■ 社会で活躍する人材の育成

▶ 乳幼児期

▶ 本県が目指す乳幼児の姿「遊びが学びにつながるまっ子」の実現に向けた取組の推進

【小・中・高等学校段階】

▶ 広島版「学びの変革」アクションプランに基づく教育環境の整備や教職員の指導力向上

▶ 広島教育学園中学校・高等学校や三次中学校・高等学校の開設

ひろしるしま未来チャレンジビジョン

人の集まりと定着

教育

福祉

防災・減災

中山間地域

魅力ある環境

安心な暮らしづくり

豊かな地域づくり

社会で活躍する人材の育成

★ 「学びの変革」牽引プロジェクト

「学びの変革」を先導的に実施する全期制中高一貫教育校（広島教育学園中学校・高等学校）を平成31年度に開設するとともに、そのノウハウを全国的に共有することにより、広島県全体の「学びの変革」を早期に実現

★ 課題発見・解決学習推進プロジェクト

小・中・高等学校において、主体的な学びを促進する教育活動の更なる充実に向けて、学校全体での組織的なカリキュラム・マネジメントや学校図書館のリニューールなどに取り組むことにより、児童生徒の資質・能力（コンピテンシー）を向上

★ 異文化間協働活動推進事業

全ての小・中・高等学校において異文化間協働活動が活発に行われ、高校段階で毎年1,000人以上の生徒が海外に留学するために必要な教育環境を整備

★ 「遊び学び育むひろしまっ子」推進プロジェクト

全県的な乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、乳幼児教育支援センターを拠点に、家庭教育や教育・保育施設への支援などの施策を総合的に推進

★ ものづくり人材育成日本一プロジェクト

広島県独自の技能検定に新部門を設置するとともに、熟練技能者等による指導を通じて、「ものづくり」に対する高い「技と心」を有した人材を継続的に育成

★ 特別支援教育ビジョン推進事業

障害の種別や程度に応じた専門的な指導や技術者などの就職支援の充実、学校図書館のリニューールを通じて、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を支援

★ 「山・海・島」体験活動ステップアップ事業

市町が実施する長期高泊体験活動（3泊4日）の質的向上を図り、児童の自立心や主体性などを育成

広島版「学びの変革」アクションプランの推進

★ 生徒指導総対策事業

生徒指導体制を強化し、生徒指導上の課題の未然防止や早期発見・早期対応を行うとともに、各学校及び各市町教育委員会の指導力を強化する総合的な取組を推進

★ 体力・運動能力向上推進事業

児童生徒の体力・運動能力調査の実施、学校体育スポーツ研修等による、児童生徒の体力・運動能力の向上や運動部への地域指導者派遣

★ オリンピック・パラリンピック教育推進事業

学校でオリンピック・パラリンピック教育を実施することに、オリンピック・パラリンピックチームを推進し、児童生徒のスポーツに対する学びを促進

★ 広島みらい創生高等専門学校運営事業

県・広島市が共同で、従来の定時制・通信制課程の枠組みに収められない広島みらい創生高等専門学校を整備し、生徒の多様なニーズに応じた教育を提供

★ 三次中学校・高等学校整備事業

三次中学校・高等学校を平成31年度に開校し、備北地域において、中高一貫教育を受けられる機会を選択できる環境を整備

★ ことばの教育の推進

全ての教育活動における言語活動の充実

★ キャリア教育の推進

発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

★ 教職員指導力向上事業

学校経営基盤の確立と教職員個々の能力・適性等に応じた指導力の向上

★ 広島県「教師養成塾」事業

小学校教員を志す大学生を対象とする実地研修や集合研修を実施し、実践的指導力の基礎を育成することにより、広島県の教育を担う人材を育成

★ 学校業務改善推進事業

スクールサポートスタッフや部活動指導員の活用などにより、教員が本来担うべき業務に専念し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進

★ 学びのセーフティネット構築事業

すべての子供が夢を育むことのできる社会づくり

★ 学内のセーフティネット構築事業

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、小学校低学年からの学習のつまづきの要因・背景を把握するための「新たな学力調査」の先行実施など学力向上対策の強化や、不登校等児童生徒の社会的自立を支援するための取組（校内適応指導教室の整備など多様な学びの場の提供）による相談支援体制の強化などを通じて、家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現

★ コミュニティ・スクール推進事業

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することにより、学校の目標やビジョンを地域住民等と共有し、連携・協働のもと学校を運営

★ 魅力ある高校づくり推進事業

1学年1学級規模の活性化に向けた取組への支援や地域の特性・社会のニーズに対応した魅力ある高校づくりを進めるための調査・研究を実施

★ 中山間地域の次世代を担うリーダーの育成

高校生が地域や市町と一体となり、地域の活性化に向けた取組を行うことを通じて、地域の活性化や理解を深め、次世代のリーダーとして活躍できるような人材を育成

★ 地域学校協働活動推進事業

市町における放課後子供教室・地域対峙型の実施や地域学校協働活動推進員等の配置により、学校・地域の連携を強化し、地域の教育力を向上

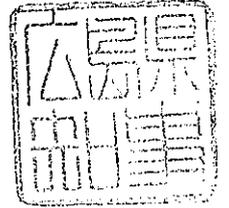
★ 県立学校施設整備整備事業

老朽化対策（延長寿命化改修など）や防災機能の強化、情報教育の推進のほか、県立高等学校校舎再編整備に伴う教室改修など、安心・安全で質の高い教育環境整備を推進

平成 31 年 1 月 10 日

広島県教育委員会様

広島県知事  
(人事課)



短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案等に関する  
意見について(照会)

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

- (1) 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例案

2 議会への提出

平成 31 年広島県議会 2 月定例会

## 県第十八号議案

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を次のように提出する。

平成三十一年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 短時間勤務会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例案

### 短時間勤務会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、法第二十二条の二第二項第一号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (給与の種類)

第二条 短時間勤務会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

#### (職務の区分)

第三条 短時間勤務会計年度任用職員の職務は、次の各号に掲げるものとし、当該職務に従事する者は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 事務職 一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- 二 教育職 教育業務に従事する者
- 三 医療職 衛生管理業務に従事する者
- 四 専門事務職 専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- 五 専門教育職 専門的な教育業務に従事する者
- 六 専門研究職 専門的な研究業務に従事する者
- 七 専門医療職 専門的な衛生管理業務に従事する者
- 八 高度専門職 高度かつ専門的な業務に従事する者

2 前項各号に掲げる職務に該当する具体的な職については、人事委員会規則で定める。

#### (基本報酬等)

第四条 短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、給料表適用職員（職員の給与に

関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）第六条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。）の給料との均衡を考慮して人事委員会規則の定めるところにより決定する。

- 2 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第九条第一項に規定する調整額表により算出された調整額の支給を受ける職員の例により、当該調整額に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。
- 3 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第九条の二に規定する初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、当該初任給調整手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。
- 4 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十一条の二及び第十一条の三に規定する地域手当の支給を受ける職員の例により、当該地域手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。
- 5 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十四条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、当該特殊勤務手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。
- 6 第一項から前項までの報酬（前項の特殊勤務手当に相当する報酬のうち、勤務一月につき支給することと定められているもの以外のもの（以下「月額支給以外の特殊勤務手当相当報酬」という。）を除く。）は、日額、月額又は時間額のいずれかで支給するものとする。
- 7 月額支給以外の特殊勤務手当相当報酬は、第九項の規定により定める日額、月額又は時間額に加えてそれぞれ支給するものとする。
- 8 第一項の基本報酬の額は、日額で支給する場合には、一日当たり、別表上欄に掲げる職務の区分ごとに、同表中欄に掲げる基礎日額から同表下欄に掲げる上限日額までの範囲内において支給するものとする。ただし、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第十七条第一項に基づき定められた一日の勤務時間（以下「定められた勤務時間」という。）が七時間四十五分と異なる短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、一日当たり、当該基礎日額及び当該上限日額を考慮して人事委員会規則で定めるものとする。
- 9 第六項の日額、月額及び時間額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 日額 第一項の基本報酬の額に第二項の調整額に相当する報酬の額及び第四項の地

域手当に相当する報酬の額を加えて得た額を百五十五で除して得た額（以下「基礎報酬時間額」という。）に定められた勤務時間数を乗じて得た額（以下「基礎報酬日額」という。）、第三項の初任給調整手当に相当する報酬の額を百五十五で除して得た額（以下「初任給調整手当相当報酬の加算時間額」という。）に定められた勤務時間数を乗じて得た額（以下「初任給調整手当相当報酬の加算日額」という。）及び第五項の特殊勤務手当に相当する報酬（勤務一月につき支給することと定められているものに限る。）の額を百五十五で除して得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算時間額」という。）に定められた勤務時間数を乗じて得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算日額」という。）の合計額

一 月額 基礎報酬日額に人事委員会規則で定める年間の勤務日数（以下「年間勤務日数」という。）を乗じて十二で除して得た額（以下「基礎報酬月額」という。）、初任給調整手当相当報酬の加算日額に年間勤務日数を乗じて十二で除して得た額（以下「初任給調整手当相当報酬の加算月額」という。）及び特殊勤務手当相当報酬の加算日額に年間勤務日数を乗じて十二で除して得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算月額」という。）の合計額

二 時間額 基礎報酬時間額、初任給調整手当相当報酬の加算時間額及び特殊勤務手当相当報酬の加算時間額の合計額

基礎報酬時間額、基礎報酬日額、基礎報酬月額、初任給調整手当相当報酬の加算時間額、初任給調整手当相当報酬の加算日額、初任給調整手当相当報酬の加算月額、特殊勤務手当相当報酬の加算時間額、特殊勤務手当相当報酬の加算日額及び特殊勤務手当相当報酬の加算月額の算定において生じる端数及びその処理方法については、人事委員会規則で定める。

（時間外勤務等に係る報酬）

第五条 定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には給与条例第十五条に規定する時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により当該時間外勤務手当に相当する報酬を、定められた勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する短時間勤務会計年度任用職員には給与条例第十七条に規定する夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により当該夜間勤務手当に相当する報酬を、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には給与条例第十七条の二に規定する宿日直手当の支給を受ける職員の例により当該宿日直手当に相当する報酬をそれぞれ支給する。

2 前項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬又は夜間勤務手当に相当する報酬を支

給する場合における勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 日額による支給の場合 当該日額を定められた勤務時間数で除して得た額
- 二 月額による支給の場合 当該月額に任用期間（法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額を定められた勤務時間数に任用期間に係る勤務日数を乗じたもので除して得た額
- 三 時間額による支給の場合 当該時間額  
(期末手当)

第六條 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八條に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 日額による支給の場合 基礎報酬月額に算定期間（期末手当基準日（三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。第九條第二項において同じ。）以前三箇月以内（期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間をいう。以下同じ。）におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額
  - 二 月額による支給の場合 基礎報酬月額
  - 三 時間額による支給の場合 基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額
- 2 任用期間が六月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して六月以上となった場合には、当該会計年度内において、前項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。
- 3 短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例第十八條の二及び第十八條の三の規定を準用する。

#### (費用弁償)

第七條 通勤のために費用を要する短時間勤務会計年度任用職員には、当該短時間勤務会計年度任用職員の任用期間を考慮して、給与条例第十二條に規定する通勤手当の支給を受ける職員の例により、当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償は、人事委員会規則で定める場合を除き、一日当たりの所要額に対して支給する。
- 3 職務のために旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償を支給する。

4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。

5 第三項の規定により支給する費用弁償の額については、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）の定めるところによる。

6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第六条第十二項に規定する支度料を除く。）の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。（報酬等の支給方法）

第八条 報酬及び費用弁償（前条第一項の費用弁償に限る。）の支給日は、人事委員会規則で定める。

第九条 新たに短時間勤務会計年度任用職員となつた者にはその日から報酬を支給し、短時間勤務会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員には、その育児休業をしている期間については、この条例に定める給与は支給しない。ただし、それぞれの期末手当基準日に育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員のうち、期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある短時間勤務会計年度任用職員については、当該期末手当基準日に係る期末手当を支給するものとする。

3 定められた勤務時間に短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第十七条第二項に規定する年次有給休暇又は特別休暇による場合その他その勤務しないことについて任命権者の承認があつた場合（人事委員会規則で定める場合に限る。）を除き、報酬を日額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき第五条第二項第一号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬を、報酬を月額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第二号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬を、報酬を時間額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第三号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬をそれぞれ支給する。（退職者の給与）

第十条 短時間勤務会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は運動

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)第二条の二第二項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 短時間勤務会計年度任用職員が結核性疾患にかかり、又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与(第四条第三項及び第五項の報酬を除く。)の全額を支給する。

3 短時間勤務会計年度任用職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

4 短時間勤務会計年度任用職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与(第四条第三項及び第五項の報酬並びに第六条の期末手当を除く。)の百分の六十以内を支給することができる。

(給与からの控除)

第十一条 短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から県公舎の使用料に相当する額を控除することができる。

(実施規定)

第十二条 この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第百九十二号)第十五条第一項に規定する職員(広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)第一条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。)である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬及び期末手当に関する規定を準用する。

(企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償)

3 地方公営企業法第十五条第一項に規定する職員である短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償に関しては、この条例の費用弁償に関する規定を準用する。

別表 (第四条関係)

職 務	基 礎 日 額	上 限 日 額
事務職	七、二〇〇円	一一、七〇〇円
教育職	七、九〇〇円	一三、九〇〇円
医療職	七、四五〇円	一三、六〇〇円
専門事務職	一一、五〇〇円	一五、七〇〇円
専門教育職	八、七〇〇円	一四、三五〇円
専門研究職	九、七〇〇円	一六、五五〇円
専門医療職	一一、一〇〇円	二一、〇五〇円
高度専門職	一八、七〇〇円	四一、五〇〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると任命権者が認め、かつ、人事委員会の承認を得た短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万三千九百円と、教育職については一万六千四百五十円と、医療職については一万六千七百円と、専門事務職については一万七千五百円と、専門教育職については一万八千円と、専門研究職については一万七千二百五十円と、専門医療職については一万四千三百五十円とする。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に対して支給する給与及び費用弁償の基準に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

(真第十八号議案)

## 短時間勤務会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例

(人 事 課)

### 一 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に対して支給する給与及び費用弁償の基準に関し必要な事項を定める。

### 二 条例の内容

#### 1 目的

地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 給与の種類

短時間勤務会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

#### 3 職務の区分

短時間勤務会計年度任用職員の職務及び当該職務に従事する者は、それぞれ次のとおりとする。

- (一) 事務職 一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- (二) 教育職 教育業務に従事する者
- (三) 医療職 衛生管理業務に従事する者
- (四) 専門事務職 専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- (五) 専門教育職 専門的な教育業務に従事する者
- (六) 専門研究職 専門的な研究業務に従事する者
- (七) 専門医療職 専門的な衛生管理業務に従事する者
- (八) 高度専門職 高度かつ専門的な業務に従事する者

#### 4 基本報酬等

(一) 短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)に規定する給料表の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する給料表の適用を受ける職員の給料との均衡を考慮して、人事委員会規則の定めるところにより決定する。

(二) 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する給料の調整額の支給を受

ける職員の例により、当該調整額に相当する報酬を支給することができるものとする。

(三) 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、当該初任給調整手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(四) 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する地域手当の支給を受ける職員の例により、当該地域手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(五) 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、当該特殊勤務手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(六) 短時間勤務会計年度任用職員の(一)から(五)までの報酬は、特殊勤務手当のうち勤務一月につき支給すると定められているもの以外のものを除き、日額、月額又は時間額のいずれかで支給するものとする。

#### 5 時間外勤務等に係る報酬

(一) 定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により当該時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

(二) 定められた勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により当該夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

(三) 値直勤務又は日直勤務を命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給与条例に規定する宿日直手当の支給を受ける職員の例により当該宿日直手当に相当する報酬を支給する。

#### 6 期末手当

(一) 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。

(二) 任用期間が六月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して六月以上となった場合には、当該会計年度内において、任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

(三) 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給については、不支給及び一時差止事由に関する給与条例の規定を準用する。

## 7 費用弁償

- (一) 通勤のために費用を要する短時間勤務会計年度任用職員には、当該短時間勤務会計年度任用職員の任用期間を考慮して、給与条例に規定する通勤手当の支給を受ける職員の例により、当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。
- (二) 職務のために旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償を支給する。
- (三) (二)において支給する費用弁償の種類は、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行を除き、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。
- (四) (二)において支給する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例の定めるところによる。
- (五) 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。

## 8 報酬等の支給方法

- (一) 短時間勤務会計年度任用職員の報酬及び費用弁償(7(一)の費用弁償に限る。)の支給日は、人事委員会規則で定める。
- (二) 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者にはその日から報酬を支給し、短時間勤務会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。
- (三) 育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員には、原則として給与を支給しない。
- (四) 定められた勤務時間に短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないときは、原則として勤務しない時間につき減額した報酬を支給する。

## 9 休職者の給与

- (一) 短時間勤務会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法の定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- (二) 短時間勤務会計年度任用職員が結核性疾患にかかり、又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病により地方公務員法の定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与(4(三)及び(五)の報酬を除く。)の全額を支給する。
- (三) 短時間勤務会計年度任用職員が(一)及び(二)以外の心身の故障により地方公務員法に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

四 短時間勤務会計年度任用職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、給与（４日及び田の報酬並びに６の期末手当を除く。）の百分の六十以内を支給することができる。

・ 給与からの控除

短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から県公舎の使用料に相当する額を控除することができる。

・ この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

三 施行期日

平成三十二年四月一日

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四條

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

## 県第 号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

平成三十二年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方公務員法及び地方自治法の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例案

地方公務員法及び地方自治法の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「(同法第二十二条の二第二項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。)」を加える。

第二十条中「及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を削る。

附則第五項中「企業職員」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第二項各号に掲げる職員を除く。)&及び同法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年をこえない」とあるのは、「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任用期間の」とする。

(職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 2 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額）」とあるのは、「報酬（短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第 号）第四条第三項から第五項までに規定する報酬を除く。）の額」とする。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第四条 職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「（同法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。）」を加える。

附則第五項中「職員」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。）」を加える。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第五条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「期間」の下に「及び勤務時間等条例第十七条第二項の規定に基づき任命権者が定める年次有給休暇の期間」を加え、同条第四号中「第二十一条第一項から第四項まで」の下に「並びに短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第 号）第十条第一項、第二項及び第四項」を加える。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第六条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「占める職員」の下に「及び同法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第八条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十三条第二項」を「第十四条第二項及び第三項」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「正規の勤務時間」を「勤務時間等条例第七条第一項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について定められた一日当たりの勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(人事委員会規則で定める非常勤職員にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(部分休業をすることができない職員)

第十三条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、人事委員会規則で定める職員とする。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(短時間勤務会計年度任用職員等の勤務時間等及び休暇)

第十七条 短時間勤務会計年度任用職員(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第 号)第一条に規定する短時間勤務会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の勤務時間及び休日に関し必要な事項は、第一条から第十条までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

- 2 第十一条から前条までの規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とし、これらの休暇に関し必要な事

項は、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

- 3 前項に規定する休暇のうち、特別休暇（人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める無給休暇に限る。）、介護休暇及び介護時間については、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条第三項の規定にかかわらず、報酬を日額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同条例第五条第二項第一号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を、報酬を月額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第二号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を、報酬を時間額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第三号に規定する勤務一時間当たりの報酬額をそれぞれ減額する。

- 4 第十一条から前条までの規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の休暇は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改め、同条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十一条 広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

（広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十二条 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号の規定により採用された病院事業職員の給与の基準は、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第 号）の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の例による。

第九条中「及び地方公務員法」を「地方公務員法」に改め、「占めるもの」の下に

「及び同法第二十二條の二第二項第一号に規定する会計年度任用の職を占めるもの」を加える。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第十三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(短時間勤務会計年度任用職員についての適用除外)

第十条の三 第三條から第十條までの規定は、地方公務員法第二十二條の二第二項第一号に掲げる職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)には適用しない。

(多学年学級担当手当に相当する報酬)

第十条の四 短時間勤務会計年度任用職員には、第六條第一項に規定する多学年学級担当手当の支給を受ける職員の例により、当該多学年学級担当手当に相当する報酬を基本報酬の額(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第 号。以下「短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例」という。)第四條第一項の規定により決定された基本報酬の額をいう。)に加えて支給する。

2 前項の多学年学級担当手当に相当する報酬は、短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例第四條第五項の特殊勤務手当に相当する報酬とみなす。

(警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第十四条 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十九年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三條に次の一項を加える。

2 法第二十二條の二第二項第一号に掲げる職員に関する前項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「六月」と、「給料の十分の二」とあるのは「報酬(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第 号)第四條第三項から第五項までに規定する報酬を除く。)の額の十分の一」とする。

第四條に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第二項第一号に掲げる職員に関する第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

地方公務員法及び地方自治法の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例

人 事 課  
病 院 事 業 局  
教 育 委 員 会  
警 察 本 部

一 改正の要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設され  
たことに伴い、次のとおり関係条例の規定を整備する。

条 例 名	改 正 の 内 容
職員の給与に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の分限に係る規定の整備
職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の懲戒に係る規定の整備
職員の旅費に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員を適用対象とするための規定の整備
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	引用条項の整理
職員の育児休業等に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の部分休業に係る規定の整備

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間等及び休暇に係る規定の整備
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	引用条項の整理
広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員を公表の対象となる職員に追加するための規定の整備
広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員である病院事業職員の給与に係る規定の整備
市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員である市町立学校職員の給与に係る規定の整備
警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の懲戒に係る規定の整備

## 二 施行期日

平成三十二年四月一日

## 三 根拠法令

### 1 地方自治法

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しな

ればならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、くき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 2 地方公務員法

### 第二十四条

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

### 第二十八条

- ③ 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

### 第二十九条

- ④ 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

### 第五十五条の二

- ⑥ 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八条の二 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

## 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。

）は、地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

- 一 外国の地方公共団体の機関
- 二 外国政府の機関
- 三 我が国が加盟している国際機関
- 四 前三号に準ずる機関で、条例で定めるもの

#### 4 地方公務員の育児休業等に関する法律

第十九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

#### 5 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人
- 三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十二条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

6 地方公営企業法

第三十八条

④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表

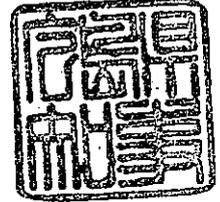
改正後	改正前
<p>○市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 昭和二十八年十一月一日条例第四十九号 (再任用職員についての適用除外)</p> <p>第十条の二 前二条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。 (短時間勤務会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第十条の三 第三条から第十条までの規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という)には適用しない。 (多学年学級担当手当に相当する報酬)</p> <p>第十条の四 短時間勤務会計年度任用職員には、第六条第一項に規定する多学年学級担当手当の支給を受ける職員の例により、当該多学年学級担当手当に相当する報酬を基本報酬の額(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第 号。以下「短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例」という。))第四条第一項の規定により決定された基本報酬の額をいう。)に加えて支給する。</p> <p>2 前項の多学年学級担当手当に相当する報酬は、短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例第四条第五項の特殊勤務手当に相当する報酬とみなす。</p> <p>第十一条 (略)</p>	<p>○市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 昭和二十八年十一月一日条例第四十九号 (再任用職員についての適用除外)</p> <p>第十条の二 前二条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第十一条 (略)</p>

附則  
この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

平成 31 年 1 月 21 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



広島県手数料条例等の一部改正について（照会）

このことについて、別紙のとおり議会へ提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十一年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例等の一部を  
改正する条例案

広島県手数料条例等の一部を  
改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。

)の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に、「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「三〇八、〇〇〇円」を「三二一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に

「よる用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査			を
-----------------------------	--	--	---

よる用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査			に
法第四十八条第十六項第一号の規定による用途地域等における増築等の特例許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての特例許可申請手数料	一三〇、〇〇〇円	
法第四十八条第十六項第二号の規定による用途地域における建築等の特例許可の	住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じ	一六〇、〇〇〇円	

申請に対する審査	られた建築物の用途地域における建築等の特例許可申請手数料	
----------	------------------------------	--

法第五十三条第四項の規定による隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円
---	--	----------

法第五十三条第四項の規定による隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円
--	---	----------

法第五十三条第五項の規定による壁面の位置が定められた場合等の建築物の建蔽率に関する特例許可の申請に対する審査	壁面線を指定した場合等の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円
--	-------------------------------	----------

第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に、「建ぺい率に関する制限」を「建蔽率に関する制限」に、「建ぺい率、」を「建蔽率、」に、「建ぺい率又は」を「建蔽率又は」に、

行う場合における工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	う場合の工事の全体計画変更認定申請手数料	
--------------------------------	----------------------	--

行う場合における工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	う場合の工事の全体計画変更認定申請手数料	
法第八十七条の二第一項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画認定申請手数料	二七、〇〇〇円
法第八十七条の二第二項の	既存の一の建築物	二七、〇〇〇円

を

に、

を

規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画変更認定申請手数料		に改め、
法第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場における許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場における許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円	
法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場における許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場における許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円	

同表家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下この項において「法」という。）の項中「一八、一〇〇円」を「一八、二〇〇円」に、「二九、五〇〇円」を「二九、九〇〇円」に改め、同表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）の項中「六八〇円」を「六九〇円」に、「六一〇円」を「六三〇円」に、「七五〇円」を「七六〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項中「七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「場合 三三、〇〇〇円」を「場合

三四、〇〇〇円」に改め、同表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項中「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項中「九七二、〇〇〇円」を「九七三、〇〇〇円」に、「一、六七二、〇〇〇円」を「一、六七三、〇〇〇円」に、「三、〇九三、〇〇〇円」を「三、〇九六、

〇〇〇円」に、「二六三、〇〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に、「四、四二〇、〇〇〇円」を「四、四二四、〇〇〇円」に、「五、四二四、〇〇〇円」を「五、四一九、〇〇〇円」に、「三四五、〇〇〇円」を「三四六、〇〇〇円」に、「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「三〇八、〇〇〇円」を「三一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「三八六、〇〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項中「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「三〇八、〇〇〇円」を「三一一、〇〇〇円」に、「ついでには、一八六、〇〇〇円」を「ついでには、一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「三八六、〇〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項中「八二二、〇〇〇円」を「八二三、〇〇〇円」に、「九三八、〇〇〇円」を「九三九、〇〇〇円」に、「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「三〇八、〇〇〇円」を「三一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「三八六、〇〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に

場合は、手数料を徴収しない。

- 1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの  
一三三、五〇〇円  
（誘導基準適合図書  
を提出する場合にあ  
つては五、〇〇〇円、  
非住宅建築物のモデ

場合は、手数料を徴収しない。

- 1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの  
一三三、五〇〇円  
（誘導基準適合図書  
を提出する場合にあ  
つては五、〇〇〇円、  
非住宅建築物のモデ

ル建築物誘導基準に適合している場合にあっては四七、〇〇〇円)

2 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの

一九八、〇〇〇円  
(誘導基準適合図書  
を提出する場合にあつては一四、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては七八、五〇〇円)

3 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの

二八二、五〇〇円  
(誘導基準適合図書  
を提出する場合にあつては四三、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては一二七、〇〇〇円)

4 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの

三四八、〇〇〇円  
(誘導基準適合図書  
を提出する場合にあつては六八、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては一六六、〇〇〇円)

5 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの  
四一一、〇〇〇円

ル建築物誘導基準に適合している場合にあっては四七、〇〇〇円)

2 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの

一九八、〇〇〇円  
(誘導基準適合図書  
を提出する場合にあつては一四、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては七八、五〇〇円)

3 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの

二八二、五〇〇円  
(誘導基準適合図書  
を提出する場合にあつては四三、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては一二七、〇〇〇円)

4 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの

三四八、〇〇〇円  
(誘導基準適合図書  
を提出する場合にあつては六八、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては一六六、〇〇〇円)

5 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの  
四一一、五〇〇円

を

に、 9 非住宅部分

(誘導基準適合図書  
を提出する場合にあ  
つては八六、五〇〇  
円、非住宅建築物の  
モデル建築物誘導基  
準に適合している場  
合にあつては一九九  
五〇〇円)

6 非住宅部分の床面  
積の合計が二五、〇  
〇〇平方メートル以  
上のもの  
四六九、〇〇〇円

(誘導基準適合図書  
を提出する場合にあ  
つては八六、五〇〇  
円、非住宅建築物の  
モデル建築物誘導基  
準に適合している場  
合にあつては一九九  
五〇〇円)

6 非住宅部分の床面  
積の合計が二五、〇  
〇〇平方メートル以  
上のもの  
四六九、五〇〇円

の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの  
四一一、〇〇〇円」を「9 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル  
以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 四一一、五〇〇円」に、「非住宅部分  
の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 四六九、〇〇〇円  
」を「非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの  
四六九、五〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

<p>所有者不 明土地の 利用の円 滑化等に 関する特 別措置法 (平成三 十年法律 第四十九 号。以下 この項に おいて「 法」とい う。)</p>	<p>法第十条第二項、第十九条 第一項、第二十七条第一項 又は第三十七条第一項の規 定による裁定(国又は都道 府県が申請する場合を除く。 )</p>	<p>裁定申請手数料</p>	<p>一 損失の補償金の見積 額が一〇〇、〇〇〇円 以下の場合 二七、〇〇〇円</p> <p>二 損失の補償金の見積 額が一〇〇、〇〇〇円 を超え一、〇〇〇、〇 〇〇円以下の場合 二七、〇〇〇円に、 損失の補償金の見積額 の一〇〇、〇〇〇円を 超える部分が五〇、〇 〇〇円に達することに 二、七〇〇円を加えた 額</p> <p>三 損失の補償金の見積 額が一、〇〇〇、〇〇 〇円を超え五、〇〇〇、 〇〇〇円以下の場合 七五、六〇〇円に、 損失の補償金の見積額 の一、〇〇〇、〇〇〇 円を超える部分が一〇 〇、〇〇〇円に達する ごとに三、四〇〇円を 加えた額</p> <p>四 損失の補償金の見積</p>
---	--	----------------	---

	額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超え二〇、〇〇〇、〇〇〇円以下の場合 二二一、六〇〇円に、損失の補償金の見積額の五、〇〇〇、〇〇〇円を超える部分が一、〇〇〇、〇〇〇円に達するごとに三、五〇〇円を加えた額
	五 損失の補償金の見積額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超え一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以下の場合 二六四、一〇〇円に、損失の補償金の見積額の二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超える部分が一、〇〇〇、〇〇〇円に達するごとに四、八〇〇円を加えた額
	六 損失の補償金の見積額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超える場合 三六〇、一〇〇円

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項中「二一、〇〇〇円」を「二一、一〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に改める。

（行政財産の使用料に関する条例の一部改正）

第三条 行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一（講演会、会議等のため一時的に使用する場合）の表中「三、五五〇円から七、一二〇円まで」を「三、六一〇円から七、二五〇円まで」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「九八〇円から一、七七〇円まで」を「九九〇円から一、八〇〇円まで」に改める。

別表第一（その他の場合）の表及び別表第二（建物敷地、物置場等として使用する場  
合（使用期間が一月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときに限る。））の表中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の西部工業技術センターの項中「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」に改め、同表畜産技術センターの項中「二七、四〇〇円」を「二七、五〇〇円」に改める。

別表第二号の保健環境センターの項中「二四九、三〇〇円」を「二五〇、八〇〇円」に改め、同表食品工業技術センターの項中「二八、二〇〇円」を「二八、七〇〇円」に改め、同表西部工業技術センターの項中「二〇、〇〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改め、同表東部工業技術センターの項中「三一、二〇〇円」を「三一、五〇〇円」に、「三二、二〇〇円」を「三三、五〇〇円」に改め、同表水産海洋技術センターの項中「二三、四〇〇円」を「二三、七〇〇円」に改め、同表林業技術センターの項中「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表共通の項中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

(広島県総合グラント設置及び管理条例の一部改正)

第五条 広島県総合グラント設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一専用利用の場合の項中「二六、一〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「七八、一〇〇円」を「七九、六〇〇円」に、「一一七、二〇〇円」を「一一九、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「四七、五〇〇円」を「四八、四〇〇円」に、「一四二、三〇〇円」を「一四五、〇〇〇円」に、「三二三、四〇〇円」を「三一七、四〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「三一、三〇〇円」を「三一、九〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「四七、九〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

別表第二中「三一、二〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「九六、六〇〇円」を「九八、四〇〇円」に、「一四四、九〇〇円」を「一四七、六〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六〇、一〇〇円」に、「二七、六、八〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三六五、一〇〇円」を「三七〇、一〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「四〇、三〇〇円」に改める。

別表第三中「一九、七〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「五八、九〇〇円」を「六

〇、〇〇〇円」に、「八八、二〇〇円」を「八九、九〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「三五、一〇〇円」を「三五、八〇〇円」に、「二〇五、三〇〇円」を「二〇七、三〇〇円」に、「二五七、八〇〇円」を「二六〇、八〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三五、三〇〇円」に改める。

別表第四専用利用の場合の項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「八〇円」を「九〇円」に改める。

別表第五専用利用の場合の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「一九、三〇〇円」を「一九、七〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「八〇円」を「九〇円」に改める。

別表第六専用利用の場合の項中「六九〇円」を「七一〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「八〇円」を「九〇円」に改める。

別表第七中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「八三〇円」を「八五〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に改める。

別表第八電光掲示板の項中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、三〇〇円」に、「一九、六〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表スコアボードの項中「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改め、同表陸上競技用具の項中「九、三〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表光波距離計の項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表録画判定装置の項中「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表写真判定装置の項中「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同表トラック競技速報表示器の項中「五、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表円盤・ハンマー兼用サークルの項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表拡声装置の項中「九六〇円」を「九八〇円」に改め、同表ストーブの項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表冷暖房設備の項中

「八三〇円」を「八五〇円」に改め、同表シャワーの項中「八三〇円」を「八五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表広告設備（野球場に限る。）の項中「二六、二〇〇円」を「二六、五〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二八、三〇〇円」に改め、同表電気設備の項中「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

（広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正）

第六條 広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一アマチユアスポーツ以外に使用する場合の項中「一三〇、六〇〇円」を「一三三、一〇〇円」に、「二六一、〇〇〇円」を「二六五、九〇〇円」に、「一〇四、一〇〇円」を「一〇六、一〇〇円」に、「二〇八、二〇〇円」を「二二二、一〇〇円」に、「四三、一〇〇円」を「四三、九〇〇円」に、「八六、一〇〇円」を「八七、七〇〇円」に改め、同表アマチユアスポーツに使用する場合の項中「四三、一〇〇円」を「四三、九〇〇円」に、「八六、一〇〇円」を「八七、七〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、九〇〇円」に改める。

別表第二アマチユアスポーツ以外に使用する場合の項中「四一、七〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「八三、四〇〇円」を「八五、〇〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三四、一〇〇円」に、「六六、七〇〇円」を「六八、〇〇〇円」に、「一三、九〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、四〇〇円」に改め、同表アマチユアスポーツに使用する場合の項中「一三、九〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に改める。

別表第三専用使用の場合の項中「三〇、六〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「六一、一〇〇円」を「六一、三〇〇円」に、「三四、四〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「四八、七〇〇円」を「四九、七〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表個人が使用する場合の項中「二二〇円」を「二二〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

別表第四専用使用の場合の項中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表個人が使用する場合の項中「二二〇円」を「二二〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四、

三〇〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

別表第五プールの項中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表トレーニングルームの項中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表健康体力相談室の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に改める。

別表第六大会議室の項中「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同表中会議室の項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同表小会議室の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表ミーティングルームの項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改める。

別表第七附属設備の項中「三〇、六〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「九三〇〇円」を「九四、八〇〇円」に、「五五、六〇〇円」を「五六、七〇〇円」に、「一三、九〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「一七七、七〇〇円」を「一八二、九〇〇円」に、「一三八、九〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「六九、五〇〇円」を「七〇、八〇〇円」に、「八〇円」を「九〇円」に、「四五、九〇〇円」を「四六、八〇〇円」に改める。

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第七条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二大研修室の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表中研修室の項中「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表小研修室の項中「二七〇円」を「二八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表クッキング交流室の項中「六七〇円」

を「六九〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表宿泊室の項中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「四一〇円」を「四二〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第三中「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七〇〇円」に改める。

(広島県立美術館条例の一部改正)

第九条 広島県立美術館条例(昭和三十二年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「二、〇九〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

別表第二入場料有料の場合の項中「一、七五〇円」を「一、七九〇円」に、「二、九九〇円」を「三、〇五〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二五〇円」に、「四、八四〇円」を「四、九三〇円」に、「二、三三八〇円」を「二、三六三〇円」に、「三、八七〇円」を「三、四、三三〇円」に、「二、五、三三〇円」を「二、五、七八〇円」に改め、同表入場料無料の場合の項中「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五八〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に、「六、六九〇円」を「六、八二〇円」に、「二、九四〇円」を「二、一七〇円」に、「二、六六〇円」を「二、九〇〇円」に改める。

別表第三の表中「四一〇円」を「四二〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第十条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の第二号の表ホールの項中「二九、四〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「四四、一〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「五八、八〇〇円」を「五九、九〇〇円」に、「七三、四〇〇円」を「七四、八〇〇円」に、「二〇三、八〇〇円」を「二〇四、八〇〇円」に、「二一〇、〇〇〇円」を「二二二、一〇〇円」に改め、同表展示室の項中「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、七、四〇〇円」を「一、七、八〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に

「二九、四〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同表展示ロビーの項中「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改め、同表練習室の項中「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同表楽屋の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に改める。

別表の第二号の表ホールの項中「二三、四〇〇円」を「二三、九〇〇円」に、「三五、二〇〇円」を「三五、九〇〇円」に、「四六、八〇〇円」を「四七、七〇〇円」に、「五八、八〇〇円」を「五九、九〇〇円」に、「八二、〇〇〇円」を「八三、六〇〇円」に、「八八、一〇〇円」を「八九、八〇〇円」に改め、同表練習室の項中「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表楽屋の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表ゲストルームの項中「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、七〇〇円」に改め、同表主催者控室の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表文化交流室の項中「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に

「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二一、九〇〇円」に改める。

(広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「二二九、二〇〇円」を「二二二、六〇〇円」に、「二〇九、三〇〇円」を「二二二、二〇〇円」に、「三〇三、四〇〇円」を「三〇九、一〇〇円」に、「二六六、九〇〇円」を「二七一、九〇〇円」に、「四二二、九〇〇円」を「四二〇、六〇〇円」に、「四六三、四〇〇円」を「四七二、〇〇〇円」に、「一五〇、三〇〇円」を「一五三、一〇〇円」に、「三七八、一〇〇円」を「二八三、三〇〇円」に、「三三〇、〇〇〇円」を「三三六、二〇〇円」に、「三三九、九〇〇円」を「三四六、二〇〇円」に、「四七七、四〇〇円」を「四八六、三〇〇円」に、「五三三、六〇〇円」を「五四三、五〇〇円」に改め、同表リハーサル室の項中「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三九、四〇〇円」を「四〇、二〇〇円」に、「四二、二〇〇円」を「四三、〇〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二九、九〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に、「三二、三〇〇円」を「三二、九〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、六〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、九〇〇円」に改め、同表スタジオの項中「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二四、七〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、三〇〇円」に改め、同表音楽室の項中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二四、一〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同表オーディオルームの項中「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二五、五〇〇円」を「二五、八〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、一〇〇円」に改め、

同表録画編集室の項中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に改める。

(広島県立原民の森設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 広島県立原民の森設置及び管理条例(昭和四十六年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二公園センターの項中「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表キャンプ場の項中「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、同表全天候多目的施設の項中「五四〇円」を「五五〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改める。

(自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十三条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第四野呂山公園施設の項中「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表帝釈公園施設の項中「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三二、三〇〇円」に、「三七、一〇〇円」を「三七、八〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表牛小屋高原公園施設の項中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

(広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第一号の表宿泊所の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「四、

四〇〇円を「四、五〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表研修棟の項中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「三三、二〇〇円」を「三三、七〇〇円」に改め、同表体育館の項中「二九〇円」を「三〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表キャンプ場の項中「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表テニスコートの項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表運動広場の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表野外ステージの項中「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、六〇〇円」に改める。

別表第二の第二号の表アスレチックコースの項中「七二〇円」を「七四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「六一〇円」を「六四〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表バーベキュー広場の項中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改める。

(広島県立県民の浜設置及び管理条例の一部改正)

第十五条 広島県立県民の浜設置及び管理条例(昭和六十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二宿泊研修所の項中「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「三三、二〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改め、同表運動広場を

他の施設の項中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表棧敷その他の設備の項中「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四六、八〇〇円」を「四七、七〇〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改める。

(広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十六条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例(平成五年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本庭園の項中「一七〇円」を「一八〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改め、同表駐車場の項中「四三〇円」を「四四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四一〇円」に改め、同表ベークキュー広場の項中「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同表日本庭園休憩室(専用使用に限る。)の項中「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表運動広場の項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表研修室の項中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に改める。

別表第三多目的ホール棟の項中「一〇〇、六〇〇円」を「一〇一、五〇〇円」に、「五〇、三〇〇円」を「五一、三〇〇円」に、「三九、四〇〇円」を「四〇、二〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三四、三〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表セミナーハウスの項中「四〇、五〇〇円」を「四一、三〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に改め、同表コテージの項中「四五、二〇〇円」を「四六、一〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「六八、一〇〇円」を「六九、四〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改め、同表テニスコートの項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表テニスコート照明設備の項中「四二〇円」を「四三〇円」に改める。

(保健所における手数料に関する条例の一部改正)

第十七条 保健所における手数料に関する条例(昭和二十七年広島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第十八条 広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例(昭和六十二年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表二の項中「七五〇円」を「七七〇円」に改める。

(広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第十九条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例(平成四年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表大研修室の項中「二、八〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「二、九、一〇〇円」を「二、九、七〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同表中研修室の項中「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改め、同表小研修室の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表総合研修室の項中「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一七、四〇〇円」に改め、同表中会議室の項中「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改め、同表小会議室の項中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表栄養実習室の項中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、六〇〇円」に改める。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第二十条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

第九条の二中「一万三千三百二十円」を「一万三千五百六十円」に改める。

別表第一中「二〇〇分の一〇八」を「二〇〇分の一一〇」に改める。

別表第四の一の項中「二〇〇分の一〇八」を「二〇〇分の一一〇」に改め、同表の三

の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、一八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の五の項中「五、〇七〇円」を「五、一六〇円」に改め、同表の六の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表の七の項中「六、二六四円」を「六、三八〇円」に改める。

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第二十一条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第一中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改める。

別表第三の一の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改め、同表の三の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、一八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の四の項中「六、二六四円」を「六、三八〇円」に改める。

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第二十二条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第一中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改める。

別表第三の一の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改め、同表の三の項中「四、〇一〇円」を「四、〇八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の四の項中「六、二六四円」を「六、三八〇円」に改める。

(広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正)

第二十三条 広島県立産業会館設置及び管理条例(昭和四十五年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号の1の表展示室、事務室及びステージの項中「九〇円」を「一〇〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

別表の第一号の2の表展示室、控室及び商談室の項中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改める。

別表の第二号の表大展示室の項中「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表小展示室の項中「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表会議室及び研修室の項中「一七〇円」を「一八〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に改め、同表控室及び倉庫の項中「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同表備考四中「六十円」を「七十円」に改める。

(広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第二十四条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一研修室の項及び第二研修室の項中「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改め、同表第三研修室の項中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同表会議室の項中「六、八〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一六、一〇〇円」に改め、同表視聴覚研修室の項中「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、四〇〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「一六、六〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「三二、二〇〇円」を「三二、七〇〇円」に、「三八、七〇〇円」を「三九、五〇〇円」に改め、同表事務室の項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

（ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正）

第二十五条 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二四、〇〇〇円」を「二四、一〇〇円」に改める。

別表第三中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

（広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正）

第二十六条 広島県家畜人工授精料等徴収条例（昭和二十三年広島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「六万六千円」を「六万七千円」に改め、同項第三号中「五万五千円」を「五万六千円」に改め、同条第三項中「三千円」を「三千百円」に改める。

別表中 七、三〇〇円

A 第一級 一、五二〇円
A 第二級 一、一八〇円
B 級 六二〇円

を

七、四〇〇円

A 第一級 一、五四〇円
A 第二級 一、二二〇円

に改める。

B級

六二〇円

(広島県道路占用料徴収条例の一部改正)

第二十七条 広島県道路占用料徴収条例(昭和二十八年広島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第二十八条 広島県河川区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一工業用水、鉱業用水又はその他の用水のためのものの部中「六、四八一、〇八〇円」を「六、六〇一、一〇〇円」に改める。

別表第三土の項中「二四二円」を「二四三円」に改め、同表川砂の項中「二六六円」を「二六九円」に改め、同表砂利の項、玉石の項及び転石の項中「二三七円」を「二四一円」に改める。

(広島県広島ヘリポート条例の一部改正)

第二十九条 広島県広島ヘリポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一(第十九条関係)」を「別表第一(第二十一条関係)」に、「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改める。

別表第二中「別表第二(第十九条関係)」を「別表第二(第二十一条関係)」に改める。

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第三十条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項の表係留施設の部中「二円四四銭」を「二円四八銭」に、「二円八五銭」を「二円九〇銭」に、「三円二七銭」を「三円三三銭」に、「四円三六銭」を「四円四四銭」に、「五円八二銭」を「五円九二銭」に、「七円三五銭」を「七円四八銭」に改め、同表荷さばき施設の部中「二一、六〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「四円一〇銭」を「四円一七銭」に、「二三元四四銭」を「二三元六八銭」に改める。

別表第一中「二〇、〇四〇円」を「二〇、四一〇円」に、「三四、〇六〇円」を「三

四、五〇〇円」に、「二八、〇八〇円」を「二八、六〇〇円」に、「二七、三八〇円」を「二七、七〇〇円」に、「二二、三六〇円」を「二二、六〇〇円」に改める。

別表第二 国際拠点港湾及び重要港湾の表係留施設の部岸壁及び物揚場の款中「二円七四銭」を「二円七九銭」に、「三円六七銭」を「三円七三銭」に、「三円二〇銭」を「三円二五銭」に、「四円二八銭」を「四円三五銭」に、「四円九〇銭」を「四円九九銭」に、「六円五五銭」を「六円六七銭」に、「六円五四銭」を「六円六六銭」に、「八円七四銭」を「八円九〇銭」に、「一一円三銭」を「一一円三銭」に改め、同部係船浮票の款中「二、九七〇円」を「三、〇二〇円」に、「五、九五〇円」を「六、〇六〇円」に、「九、〇四〇円」を「九、二〇〇円」に、「一三、四八〇円」を「一三、七二〇円」に、「一三、六四〇円」を「一三、〇五〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」に、「三、九七〇円」を「四、〇四〇円」に、「七、九五〇円」を「八、〇九〇円」に、「二二、〇六〇円」を「二二、二八〇円」に、「一七、九八〇円」を「一八、三一〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、七五〇円」に、「三五、九九〇円」を「三六、六五〇円」に改め、同部棧橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）及び浮橋の款中「二円四九銭」を「二円五三銭」に、「三円三六銭」を「三円四二銭」に、「四円五一銭」を「四円五九銭」に、「四円九〇銭」を「四円九九銭」に、「六円五五銭」を「六円六七銭」に、「三円三三銭」を「三円三九銭」に、「四円四八銭」を「四円五六銭」に、「六円二銭」を「六円一三銭」に、「六円五四銭」を「六円六六銭」に、「八円七四銭」を「八円九〇銭」に、「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇四〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六五〇円」に、「三、七一〇円」を「三、七七〇円」に、「五、三七〇円」を「五、四六〇円」に改め、同部可動橋の款中「四円四八銭」を「四円五六銭」に改め、同表臨港交通施設の部駐車場の款中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、八八〇円」を「二、一〇〇円」に、「一九、二三〇円」を「一九、五八〇円」に、「五〇、九一〇円」を「五一、八五〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「一〇、四九〇円」を「一〇、六八〇円」に、「二七、七七〇円」を「二八、二八〇円」に、「二五、八一〇円」を「二六、一〇〇円」に、「一八、五四〇円」を「一八、八八〇円」に、「二九、〇三〇円」を「二九、五六〇円」に改め、同表荷さばき施設の部荷役機械の款中「三四、〇二〇円」を「三四、六五〇円」に、「二二、九九〇円」を「二二、三九〇円」に改め、同部荷さばき地の款中「八円二銭」を「八円三六銭」に

「七円三二銭」を「七円四四銭」に改め、同部上屋の款中「二五、四七〇円」を「二五、九四〇円」に、「五、三三八、二三〇円」を「五、四三七、〇八〇円」に、「三三円四五銭」を「三三円八八銭」に、「一九円四八銭」を「一九円八四銭」に、「三三円六二銭」を「三三円三銭」に、「一八円七九銭」を「一九円二三銭」に、「二八、二〇〇円」を「二八、七二〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に改め、同表旅客施設の部旅客乗降用固定施設の款中「一八、四一〇円」を「一八、七五〇円」に改め、同部手荷物取扱所の款中「一、九七〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同部待合所の款中「一、九七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四二〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表保管施設の部野積場の款中「六円七八銭」を「六円九〇銭」に、「五円一七銭」を「五円二六銭」に、「六円四銭」を「六円一五銭」に、「四円三銭」を「四円一〇銭」に改め、同部水面貯木場の款中「二〇円四一銭」を「二〇円七八銭」に、「二二〇円五〇銭」を「二二四円五八銭」に、「一八三円七五銭」を「一八七円一五銭」に改め、同表船舶役務用施設の部中「八二円」を「八二円」に改め、同表廃棄物処理施設の部廃棄物焼却施設の款中「二、四一〇円」を「二、四五〇円」に改め、同部廃油受入施設の款中「二円一八銭」を「二円三銭」に改め、同表港湾環境整備施設の部中「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表港湾管理施設の部中「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表港湾施設用地の部中「五円七四銭」を「五円八四銭」に、「四円八九銭」を「四円九八銭」に改める。

別表第一地方港湾の表係留施設の部岸壁及び物揚場の款中「三円三六銭」を「三円四二銭」に、「四円四八銭」を「四円五六銭」に改め、同部小型船舶特定係留施設の款中「一〇、四八〇円」を「一〇、六七〇円」に改め、同部棧橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）及び浮棧橋の款中「二円四九銭」を「二円五三銭」に、「一円七一銭」を「一円七四銭」に、「三円三三銭」を「三円三九銭」に、「二円一九銭」を「二円三三銭」に、「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、〇四〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六五〇円」に、「三、七一〇円」を「三、七七〇円」に、「五、三七〇円」を「五、四六〇円」に改め、同表荷さばき施設の部荷さばき地の款中「三円六銭」を「三円一一銭」に改め、同部上屋の款中「一四円二五銭」を「一四円五一銭」に改め、同表旅客施設の部中「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表保管施設の部中「二円一八銭」を「二円三銭」に改め、同表船舶役務用施設の部

中「八一円」を「八二円」に改め、同表港灣環境整備施設の部中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表港灣施設用地の部中「二円九三銭」を「二円九八銭」に改める。

別表第三中「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「三、二六〇円」を「三、三〇〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一一〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七一〇円」に改める。

別表第四中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第三十一条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一地御前漁港艇置施設の項中「七、九一〇円」を「八、〇五〇円」に、「九、九七〇円」を「一〇、一五〇円」に改め、同表地御前漁港簡易艇置施設の項中「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

別表第二岸壁物揚場棧橋浮橋船揚場の項中「二円五銭」を「二円八銭」に改め、同表野積場の項中「二円一三銭」を「二円一五銭」に改める。

別表第三五日市漁港フイツヤリーナ施設艇置施設の項中「三一四、四九〇円」を「三一〇、三一〇円」に、「三五九、四二〇円」を「三六六、〇七〇円」に、「四〇四、三五〇円」を「四一一、八三〇円」に、「四四九、二八〇円」を「四五七、六〇〇円」に、「四九四、二〇〇円」を「五〇三、三五〇円」に、「五三九、一三〇円」を「五四九、一一〇円」に、「五八四、〇六〇円」を「五九四、八七〇円」に、「六一八、九九〇円」を「六四〇、六三〇円」に、「六七三、九二〇円」を「六八六、四〇〇円」に、「三七五、九七〇円」を「三八一、〇八〇円」に、「三四四、九八〇円」を「三五一、三六〇円」に、「四六〇、五一〇円」を「四六九、〇三〇円」に、「五〇七、〇三〇円」を「五一六、四一〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二四〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、四八〇円」に改め、同表五日市漁港フイツヤリーナ施設船舎の項中「四〇、一〇〇円」を「四〇、八四〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に改め、同表五日市漁港フイツヤリーナ施設上下架施設の項中「三八、一〇〇円」を「三八、八〇〇円」に、「四三、五八〇円」を「四四、

三八〇円」に、「四九、〇六〇円」を「四九、九六〇円」に、「五四、五四〇円」を「五五、五五〇円」に、「五九、八九〇円」を「六〇、九九〇円」に、「六五、三七〇円」を「六六、五八〇円」に、「七〇、八六〇円」を「七一、一七〇円」に、「七六、三四〇円」を「七七、七五〇円」に、「八一、八二〇円」を「八三、三三〇円」に、「一一三〇円」を「一一六〇円」に、「一二四〇〇円」を「一二四四〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二四〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、四八〇円」に、「六、六八〇円」を「六、八〇〇円」に、「九、三四〇円」を「九、五一〇円」に改め、同表五目市漁港アイシヤリーナ施設研修室の項中「一、三三〇円」を「一、三四〇円」に改める。

(広島県入港料条例の一部改正)

第三十二条 広島県入港料条例(昭和五十二年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「八十銭」を「八十一銭」に改め、同号ロ中「一円六十銭」を「一円六十二銭」に改める。

(広島県の海の管理に関する条例の一部改正)

第三十三条 広島県の海の管理に関する条例(平成三年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表砂利(砂及び玉石を含む。)を採取する場合の項中「九三円」を「九四円」に改める。

(広島県マリーナ条例の一部改正)

第三十四条 広島県マリーナ条例(平成八年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一艇置施設の部陸上艇置施設の項中「一八、六〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「三四、二〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「三六、三〇〇円」に、「三九、九〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三五、七〇〇円」に、「三九、一〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「四三、二〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同部ディングーヨット陸上艇置施設の項中「四四、三〇〇円」を「四五、二〇〇円」に、「五八、七〇〇円」を「五九、八〇〇円」に、「七五、一〇〇円」を「七六、五〇〇円」に改め、同部海上艇置施設の項中「五一、二〇〇円」を「五二、七〇〇円」に、「六九九、五〇〇円」を「七二二、五〇〇円」に、「八五八、九〇〇円」を「八七四、九〇〇円」に、「一、一四二、八〇〇円」を「一、一六三、〇〇〇円」に、「一、五八三、〇〇〇円」を「一、六二二、四〇〇円」に、「二、三五

七、五〇〇円」を「二、四〇一、二〇〇円」に、「五〇、四〇〇円」を「五一、四〇〇円」に改め、同部ビシター用海上艇置施設の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「三三五円」を「三四〇円」に改め、同表上下架施設の部陸上艇置施設使用者が使用する場合の項中「五一、四〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「五七、九〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「七七、一〇〇円」を「七八、六〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「一六〇、五〇〇円」を「一六三、五〇〇円」に、「三三四、七〇〇円」を「三三八、九〇〇円」に改め、同部その他の場合の項中「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同表艇庫の部中「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表クラブルームの部中「三三一、五〇〇円」を「三三五、八〇〇円」に改め、同表会議室の部中「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表駐車場の部中「一四〇円」を「一五〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三七〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七三〇円」に改め、同表シャワーの部中「一四〇円」を「一五〇円」に改める。

別表第二中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(広島県漁港区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第三十五条 広島県漁港区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利(砂及び玉石を含む。)の項中「九三円」を「九四円」に改める。

(広島県港湾区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第三十六条 広島県港湾区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利(砂及び玉石を含む。)の項中「九三円」を「九四円」に改める。

(広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第三十七条 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例(平成十二年広島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利(砂及び玉石を含む。)の項中「九三円」を「九四円」に改める。

(ポートパーク広島設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十八条 ポートパーク広島設置及び管理に関する条例(平成十七年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一係留施設の項中「二四〇、七〇〇円」を「二四五、二〇〇円」に、「二八〇、八〇〇円」を「二八六、〇〇〇円」に、「三三一、〇〇〇円」を「三二七、〇〇〇円」に、「四六五、四〇〇円」を「四七四、一〇〇円」に、「七八六、三〇〇円」を「八〇〇、九〇〇円」に改め、同表駐車場の項中「二四〇円」を「二五〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三七〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第三中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(広島県都市公園条例の一部改正)

第三十九条 広島県都市公園条例(昭和五十五年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表アリーナの部中「一五、一〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、二〇〇円」に、「九七、五〇〇円」を「九九、四〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四五、九〇〇円」に、「二七九、八〇〇円」を「二八三、二〇〇円」に、「二九二、二〇〇円」を「二九七、七〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、三〇〇円」に改め、同表視聴覚室の部中「九四〇円」を「九六〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表研修室の部中「六七〇円」を「六九〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表会議室の部中「四二〇円」を「四二〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表楽屋の部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表文化活動室の部中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、一〇〇円」に改める。

別表第一の二の表入場料有料の場合の部中「六一、七〇〇円」を「六一、九〇〇円」に、「九四、〇〇〇円」を「九五、八〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「二三、四〇〇円」を「二三、七〇〇円」に改める。

別表第一の三の表小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者の部中「六七〇円」を「六九〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表その他満一五歳以上の者の部中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二七〇円」を「二八

〇円」に改める。

別表第一の四の表入場料有料の場合の部中「二、〇一〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「二二〇円」を「二三〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第一の五の表専用使用の場合の部中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表専用使用でない場合の部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

別表第一の六の表小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者の部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表その他満一五歳以上の者の部中「四一〇円」を「四二〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第二の一の表専用使用の場合の部中「一八、八〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「五六、二〇〇円」を「五七、三〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九五、四〇〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三八、二〇〇円」に、「一一二、四〇〇円」を「一一四、五〇〇円」に、「一八七、二〇〇円」を「一九〇、七〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三二、六〇〇円」を「三三、一〇〇円」に改め、同表個人使用の場合の部中「七〇円」を「八〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

別表第二の二の表専用使用の場合の部中「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「四八、六〇〇円」を「四九、五〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「五八、三〇〇円」を「五九、四〇〇円」に、「九七、一〇〇円」を「九八、九〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改め、同表個人使用の場合の部中「七〇円」を「八〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

別表第二の三の表入場料有料の場合の部中「一九、五〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「七七、八〇〇円」を「七九、三〇〇円」に、「一二六、四〇〇円」を「一二八、八〇〇円」に、「五八、三〇〇円」を「五九、四〇〇円」に、「三三三、一〇〇円」を「三三七、五〇〇円」に、「三七八、九〇〇円」を「三八六、〇〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「一一、二〇〇円」

を「二一、五〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「七七、八〇〇円」を「七九、三〇〇円」に、「二二六、四〇〇円」を「二二八、八〇〇円」に改める。

別表第二の四の表入場料有料の場合の部中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「二七、二〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「四四、二〇〇円」を「四五、一〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「八一、六〇〇円」を「八三、二〇〇円」に、「二三二、六〇〇円」を「二三五、一〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「九四〇円」を「九六〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「二七、二〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「四四、二〇〇円」を「四五、一〇〇円」に改める。

別表第二の五の表センターコート部の部中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二四、五〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表インドアコートの部中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表一般コートの部中「二六、一〇〇円」を「二七、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

別表第二の六の表専用使用の場合の部中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表専用使用でない場合の部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

別表第二の七の表宿泊の部中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に改め、同表一時使用の部中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第二の八の表入場料有料の場合の部中「二六、八〇〇円」を「二七、二〇〇円」に、「五〇、二〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「八三、七〇〇円」を「八五、三〇〇円」に、「二六七、二〇〇円」を「二七〇、三〇〇円」に、「五〇一、五〇〇円」を「五二〇、八〇〇円」に、「八三五、八〇〇円」を「八五一、三〇〇円」に改め、同表

入場料無料の場合の部中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、二〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三四、二〇〇円」に、「一〇〇、三〇〇円」を「一〇二、二〇〇円」に、「一六七、二〇〇円」を「一七〇、三〇〇円」に改める。

別表第二の九の表会議室（一室につき）の部中「六七〇円」を「六九〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表視聴覚室の部中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表トレーニング室及びスタジオの部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

（広島県工業用水道条例の一部改正）

第四十条 広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（広島県水道用水供給水道条例の一部改正）

第四十一条 広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（県立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第四十二条 県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

第二条の二中「一万三千三百二十円」を「一万三千五百六十円」に改める。

別表一の項及び五の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改め、同表六の項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表七の項中「六、七四〇円」を「六、八六〇円」に改め、同表八の項中「二八〇、一五〇円」を「二八五、三三〇円」に改め、同表九の項中「一〇五、五〇〇円」を「一〇七、四五〇円」に改め、同表十の項中「八七、三七〇円」を「八八、九八〇円」に改め、同表十二の項中「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表十四の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表十五の項中「九四〇、六五〇円」を「九五八、〇六〇円」に改め、同表十六の項中「一、二〇八、〇九〇円」を「一、二三〇、四六〇円」に改め、同表十七の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の

「一〇」に改め、同表十八の項中「四、〇一〇円」を「四、〇八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改める。

(広島県立歴史民俗資料館設置条例の一部改正)

第四十二条 広島県立歴史民俗資料館設置条例(昭和五十四年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

(広島県立歴史博物館設置条例の一部改正)

第四十四条 広島県立歴史博物館設置条例(平成元年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の二の表中「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

別表の二の表中「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県手数料条例別業介護保険法(以下この項において「法」という。)の項の改正規定(「場合 三三、〇〇〇円」を「場合 三四、〇〇〇円」に改める部分を除く。)、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。)の項の改正規定(「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改める部分を除く。)及び同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の項の改正規定(「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「

五六九、〇〇〇円（を「五七七、〇〇〇円（に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改める部分を除く。）並びに第三十条の規定（広島県港湾施設管理条例附則第九項の改正規定に限る。） 平成三十一年四月一日

二 第一条中広島県手数料条例別表に次のように加える改正規定 平成三十一年六月一日

三 第一条中広島県手数料条例別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下）の項において「法」という。）の項の改正規定（「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改める部分を除く。） 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 平成三十一年十月一日

（経過措置）

- 2 第三条の規定の施行の際現に行政財産の使用の許可を受けている者に係る使用料については、平成三十一年度に徴収するものに限り、なお従前の例による。
- 3 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、第四条の規定による改正後の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例別表第一号及び別表第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第二十七条の規定の施行の際現に道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の許可を受けた者若しくは同法第三十五条の同意を得た者又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の許可を受けた者若しくは同法第二十一条の規定による同意を得た者であつて、第二十七条の規定の施行の日前に道路法第三十九条第一項に規定する道路占用料を賦課されたものから徴収する道路占用料の額は、第二十七条の規定による改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 第二十八条の規定の施行の際現に河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は同法第二十三条の二の登録を受けている者であつて、第二十八条の規定の施行の日前に河川法第三十二条第一項に規定する流水占用料等を賦課されたものから徴収する流水占用料等の額は、第二十八条の規定による改正後の広島県河川区域内占用料等徴収条例別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第三十条の規定（広島県港湾施設管理条例附則第九項の改正規定を除く。）の施行の際現に同条の規定による改正前の広島県港湾施設管理条例第三条の規定による許可を受けている者に係る係船料（小型船舶特定係留施設の係船料を除く。）については、第三十条の規定による改正後の広島県港湾施設管理条例別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。
- 7 第三十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の広島県漁港管理条例第十一条の二の規定による許可を受けている者に係る使用料（岸壁、物揚場、棧橋、浮棧橋及び船揚場の使用料並びに五日市漁港フイツシヤリーナ施設艇置施設のうちビクター用海上艇置施設の使用料に限る。）については、第三十一条の規定による改正後の広島県漁港管理条例別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。

(提案理由)

最近の社会経済情勢の変動及び消費税法の改正などに対応して、構造計算適合性判定手数料の額を改定するなど必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

広島県手数料条例等の一部を  
改正する条例

財 政 課 財 産 管 理 課  
 国 際 発 展 課 ス ポ ツ 推 進 課  
 文 化 芸 術 課 環 境 県 民 総 務 課  
 健 康 対 策 課 自 然 環 境 課  
 医 療 介 護 人 材 課 障 害 者 支 援 課  
 商 工 労 働 総 務 課 イ ノ ベ シ ョ ン 推 進 チ ャ ーム  
 畜 産 課 農 業 基 盤 課  
 空 港 振 興 課 道 路 河 川 管 理 課  
 都 市 計 画 課 港 湾 振 興 課  
 企 業 員 局 建 築 事 業 局  
 教 育 委 員 会 病 院 事 業 局

一 改正の要旨

最近の社会経済情勢の変動及び消費税法の改正などに対応して、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正などを行う。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	建築基準法の一部改正に伴う用途地域等における増築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての許可申請手数料等の新設等 介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数の減少等に伴う一人当たりの経費の増大等に対応するための同試験手数料等の金額の改正 人件費単価の上昇に伴う長期優良住宅の普及の促進に関する法律の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の金額の改正 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴う裁定申請手数料の新設 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う構造計算適合性判定手数料等の金額の改正
行政財産の使用料に関する条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う行政財産を使用する場合の使用料の金額の改正
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定等に伴う研究所の設備の利用又は試験等の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正

広島県総合グラウンド設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うメインスタジアム、野球場等の利用料金の上限額の改正
広島県立総合体育館設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う大アリーナ、トレーニングルーム等の利用料金の上限額の改正
広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研修室等の利用料金の上限額の改正
広島県縮景園設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う園内施設及び駐車場の利用料金の上限額の改正
広島県立美術館条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う特別展の入館料及び展示室等の利用料金の上限額の改正
広島県民文化センター設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うホール、展示室等の利用料金の上限額の改正
広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うホール、リハーサル室等の利用料金の上限額の改正
広島県立県民の森設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う公園センター、キャンプ場、全天候多目的施設等の利用料金の上限額の改正
自然公園施設の設置及び管理に関する条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う野呂山公園、帯沢公園、牛小屋高原公園のオートキャンプ場等の利用料金の上限額の改正
広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う宿泊所、研修棟、キャンプ場等の利用料金の上限額の改正
広島県立県民の浜設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う宿泊研修所、運動広場等の利用料金の上限額の改正
広島県立中央森林公園設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う日本庭園、駐車場、多目的ホール等の利用料金の上限額の改正
保健所における手数料に関する条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うヒト免疫不全ウイルス等の試験検査に係る手数料の金額の改正
広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）、診断書料又は証明書料等の改正
広島県健康福祉センター設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研修室等の利用料金の上限額の改正
広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）等の利用料金の上限額の改正等

広島県立福山若草園設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）等の利用料金の上限額の改正等
広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）等の利用料金の上限額の改正等
広島県立産業会館設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う展示室、事務室、ステージ等の利用料金の上限額の改正
広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研修室、会議室、多目的ホール等の利用料金の上限額の改正
ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研究拠点の設備の利用又は機器操作の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正
広島県家畜人工授精料等徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う受精卵採取技術手数料等の金額の改正
広島県道路占用料徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う電柱、電話柱等の道路占用物件の占用料の金額の改正
広島県河川区域内占用料等徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う工業用水のための河川区域内における占用料等の金額の改正
広島県広島ヘリポート条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う着陸料・停留料の金額の改正等
広島県港湾施設管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う係船料、入場料、野積場使用料等の金額の改正
広島県漁港管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う係船料、野積場使用料等の金額の改正
広島県入港料条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う入港料の金額の改正
広島県の海の管理に関する条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う砂利（砂・玉石を含む。）を採取する場合の使用料の金額の改正
広島県マリーナ条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う広島観音マリーナにおける係留施設等の利用料金の上限額の改正等
広島県漁港区域内占用料等徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う砂利（砂・玉石を含む。）を採取する場合の土砂採取料の金額の改正
広島県港湾区域内占用料等徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う砂利（砂・玉石を含む。）を採取する場合の土砂採取料の金額の改正
広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う砂利（

収条例	砂・玉石を含む。)を採取する場合の土石採取料の金額の改正
ボートパーク広島設置及び管理に関する条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うボートパーク広島における係留施設等の利用料金の上限額の改正等
広島県都市公園条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うみよし公園におけるカルチャーセンター等及びびんご運動公園における陸上競技場等の利用料金の上限額の改正
広島県工業用水道条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う工業用水道料金の改正
広島県水道用水供給水道条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う水道用水供給水道料金の改正
県立病院使用料及び手数料条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料(健康保険法などが適用されない場合)及び文書料等の金額の改正等
広島県立歴史民俗資料館設置条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う特別の展示の場合の入館料の上限額の改正
広島県立歴史博物館設置条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う特別の展示の場合の入館料の上限額及び施設使用料の金額の改正

## 二 施行期日等

### 1 施行期日

- (一) 広島県手数料条例の改正のうち介護保険法に関する手数料(介護支援専門員更新研修手数料に係るものを除く)、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料に係るもの並びに広島県港湾施設管理条例の改正(福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械及び荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額の経過措置に係るものに限る。) 平成三十一年四月一日
- (二) 広島県手数料条例の改正のうち所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴う裁定申請手数料の新設 平成三十一年六月一日
- (三) 広島県手数料条例の改正のうち建築基準法に関する手数料の改正(構造計算適合性判定手数料に係るものを除く。)及び新設 建築基準法の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (四) (一)から(三)まで以外 平成三十二年十月一日

## 2 経過措置

次の条例について、それぞれの条例の改正規定の施行の際現に使用の許可を受けている者等のため、必要な経過措置を設ける。

- (一) 行政財産の使用料に関する条例
- (二) 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例
- (三) 広島県道路占用料徴収条例
- (四) 広島県河川区域内占用料等徴収条例
- (五) 広島県港湾施設管理条例
- (六) 広島県漁港管理条例

## 三 根拠法令

### 1 地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入

として收受させることができる。

- ③ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

## 2 地方財政法

第二十三条 地方公共団体が管理する国の営造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについては、当該地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該営造物の使用について使用料を徴収することができる。

## 3 漁港漁場整備法

第三十五条 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。

第三十九条の五 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域（漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。

## 4 港湾法

### 第三十七条

- ④ 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内水域等に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。ただし、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

第四十四条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金（次条第一項の入港料を除く。）を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行日の少なくとも三十日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

第四十四条の二 港湾管理者は、当該港湾に入港する船舶から、当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。ただし、警備救難に従事する船舶、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶については、入港料

を徴収することができない。

## 5 道路法

### 第三十九条

② 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

## 6 地方公営企業法

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

② 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

## 7 海岸法

第十一条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第七条第一項又は第八条第一項第一号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、公共海岸の土地以外の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。

## 8 河川法

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

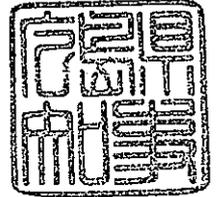
## 9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

第四十四条 都道府県は、第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による裁定の申請に係る手数料の徴収については、当該裁定の申請をする者から、実費の範囲内において、当該事務の性質を考慮して損失の補償金の見積額に応じ政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

平成31年1月18日

広島県教育委員会 様

広島県知事  
(業務プロセス改革課)



広島県学校職員定数条例の一部改正について（照会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、別紙のとおり議会へ提案することについて貴委員会の意見を求めます。

## 県第二十三号議案

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成三十一年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県職員定数条例及び広島県学校職員

### 定数条例の一部を改正する条例案

### 広島県職員定数条例及び広島県学校職員

### 定数条例の一部を改正する条例

#### (広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、一一六人」を「四、二二一人」に改める。

#### (広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、二三五五人」を「五、二〇六人」に改め、同条第二号中「九、三〇七人」を「九、二七七人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(提案理由)

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、この条例案を提出する。

(県第二十三号議案)

## 広島県職員定数条例及び広島県学校職員 定数条例の一部を改正する条例

〔業務プロセス改革課〕  
〔教育委員会〕

### 一 改正の理由

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行う。

### 二 改正の内容

#### 1 広島県職員定数条例の一部改正

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進のため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正する。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、二六六人	四、二二一人	九五人

#### 2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正する。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、二三五人	五、二〇六人	△二九人
市町立学校県費負担教職員	九、三〇七人	九、二七七人	△三〇人

### 三 施行期日

平成三十一年四月一日

### 四 根拠法令

#### 1 地方自治法

第七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

#### 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長

教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

- ② 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。
- ③ 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

広島県職員定数条例（昭和二十四年広島県条例第四十三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、二二一人</p> <p>二 議会の事務部局の職員 四六人</p> <p>三 選挙管理委員会の事務部局の職員 四人</p> <p>四 監査委員の事務部局の職員 二一人</p> <p>五 人事委員会の事務部局の職員 二二人</p> <p>六 教育委員会の事務部局の職員 三四七人</p> <p>七 労働委員会の事務部局の職員 一四人</p> <p>八 広島海区漁業調整委員会の事務部局の職員 三人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、一一六人</p> <p>二 議会の事務部局の職員 四六人</p> <p>三 選挙管理委員会の事務部局の職員 四人</p> <p>四 監査委員の事務部局の職員 二一人</p> <p>五 人事委員会の事務部局の職員 二二人</p> <p>六 教育委員会の事務部局の職員 三四七人</p> <p>七 労働委員会の事務部局の職員 一四人</p> <p>八 広島海区漁業調整委員会の事務部局の職員 三人</p>

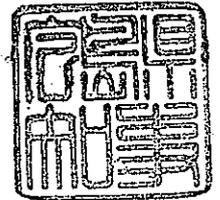
広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(定数)</p> <p>第二条 法第三十一条第三項又は第四十一条第一項の規定により、県立及び市町立の学校の職員の定数を次のとおり定める。</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、二〇六人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 九、二七七人</p>	<p>(定数)</p> <p>第二条 法第三十一条第三項又は第四十一条第一項の規定により、県立及び市町立の学校の職員の定数を次のとおり定める。</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、二三五人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 九、三〇七人</p>

平成 31 年 1 月 21 日

広島県教育委員会 様  
( 総 務 課 )

広 島 県 知 事  
( 財 政 課 )



議案に対する意見聴取について

平成 31 年 2 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成 31 年度教育委員会関係当初予算

平成 31 年度広島県一般会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	款	本年度予算額	前年度予算額	比	(単位：千円)
8	使用料及び手数料	4,795,626	4,976,345	△ 180,719	
9	国庫支出金	28,142,857	28,790,738	△ 647,881	
10	財産収入	194,166	169,312	24,854	
12	繰入金	135,935	65,552	70,383	
14	諸収入	1,851,189	2,162,789	△ 311,600	
15	県債	6,985,200	11,420,200	△ 4,435,000	
	歳入合計	42,104,973	47,584,936	△ 5,479,963	

(歳 出)		(単位：千円)						
		本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			一般財源
					国支出金	県 債	そ の 他	
10	教育費	165,945,330	169,912,361	△ 3,967,031	28,132,857	6,975,200	6,976,916	123,860,357
11	災害復旧費	20,000	20,000	0	10,000	10,000	0	0
歳 出 合 計		165,965,330	169,932,361	△ 3,967,031	28,142,857	6,985,200	6,976,916	123,860,357

第 8 款 使用材料及び手数料

第 1 項 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 減		説 明
				区 分	金 額	
1 総務使用料	2,665	2,485	180	施設使用料	2,665	
2 教育使用料	4,712,806	4,890,708	△ 177,902	高等学校使用料	4,688,188	
				社会教育施設使用料	24,618	
計	4,715,471	4,893,193	△ 177,722			

第 2 項 手数料

1 教育手数料	80,155	83,152	△ 2,997	教育総務手数料	834	
				教職員人事手数料	30,058	
				高等学校手数料	47,128	
				文化財保護手数料	2,135	
計	80,155	83,152	△ 2,997			

第 9 款 国庫支出金  
第 1 項 国庫負担金  
(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区 分	金 額	
1 教育費国庫負担金	22,734,212	23,424,487 △	690,275	事務局費負担金	4,141	
				義務教育費負担金	22,310,640	
				高等学校費負担金	225,613	
				特別支援学校費負担金	193,818	
2 災害復旧費国庫負担金	10,000	10,000	0	教育施設災害復旧費負担金	10,000	
計	22,744,212	23,434,487 △	690,275			
第 2 項 国庫補助金						
1 教育費国庫補助金	5,343,185	5,306,105	37,080	教育総務費補助金	388	

					教育指導費補助金	67,579		
					義務教育費補助金	198,979		
					高等学校校費補助金	4,943,610		
					特別支援学校校費補助金	92,805		
					社会教育総務費補助金	29,479		
					文化財保護費補助金	6,037		
					文化施設費補助金	4,308		
計	5,343,185	5,306,105	37,080					
第 3 項 委託金								
1 教育費委託金	55,460	50,146	5,314		教育指導費委託金	44,914		
					人権教育推進費委託金	2,380		
					保健体育総務費委託金	210		
					体育振興費委託金	7,956		
計	55,460	50,146	5,314					

第10款 財産収入  
第1項 財産運用収入 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	146,538	141,839	4,699	県公舎貸付料	65,852	
				土地貸付料	62,064	
				建物貸付料	18,622	
2 利子及び配当金	14	15 △	1	基金運用収入	14	
計	146,552	141,854	4,698			
第2項 財産売却収入						
1 物品売却収入	16,418	10,170	6,248	不用品売却収入	228	
				家畜売却収入	16,190	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	分	
2 生産物売払収入	31,196	27,458	3,738	収獲物売払収入	26,183	
				製作品売払収入	5,013	
計	47,614	37,628	9,986			

第12款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比	較	節		説	明
					区	分		
1 基金繰入金	135,935	65,552	70,383		教育振興基金繰入金	118,304		
					平成30年7月豪雨災害復興基金繰入金	17,631		
計	135,935	65,552	70,383					

第14款 諸収入

第3項 貸付金元利収入

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	分	
1 貸付金元利収入	15,340	16,947 △	1,607	貸出金償還金	15,340	
計	15,340	16,947 △	1,607			

第5項 収益事業収入

1 宝くじ収入	45,933	45,933	0	宝くじ収入	45,933	
計	45,933	45,933	0			

第7項 雑収入

1 雑収入	1,789,916	2,099,909 △	309,993	保険料	1,469,551	
				雑収	320,365	
計	1,789,916	2,099,909 △	309,993			

(単位：千円)

第15款 県債  
第1項 県債

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 教育債	3,975,200	5,910,200	△ 1,935,000	学校教育施設等整備事業債	2,139,500	
				公共施設等管理事業債	156,000	
				防災対策事業債	348,300	
				臨時高等学校整備事業債	1,331,400	
2 災害復旧債	10,000	10,000	0	補助災害復旧事業債	5,000	
				単独災害復旧事業債	5,000	
3 退職手当債	3,000,000	5,500,000	△ 2,500,000	退職手当債	3,000,000	
				計	6,985,200	11,420,200

第10款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				国支出金	特定財源 県債	その他	区分	金額		
										一般財源
1 教育委員会費	33,255	32,183	1,072	0	0	0	33,255	1 報酬	9,937	1. 委員報酬及び給与費 教育長及 び委員 6人 2. 委員会運営費
							10,206	2 給料	10,206	
							5,141	3 職員手当等	5,141	
							2,646	4 共済費	2,646	
							1,299	8 報償費	1,299	
							2,262	9 旅費	2,262	
							34	11 需用費	34	
							307	12 役務費	307	
							142	13 委託料	142	
							1,281	19 負担金、補助 及び交付金	1,281	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	金額	説明	
				特定財源						一般財源
				国支出金	県債	その他				
2 事務局費	2,865,457	2,523,303	342,154	4,529	0	2,814,012	204,081	1. 職員給与費 2,336,067		
					使用料及び 手数料 2,275		1,042,805	2. 事務局運営費 486,313		
					財産収入 14			3. 教育事務所費 28,111		
					諸収入 44,627		914,766	4. 企画広報活動費 6,538		
							462,652	5. 文教施設管理費 8,428		
							150	(1) 県立学校施設等管理指導費 4,138		
								(2) 市町立学校施設整備等事務費 4,290		
							10,186	7 賃金		
							1,831	8 報償費		
							93,783	9 旅費		
							400	10 交際費		
							38,755	11 需用費		
							24,910	12 役務費		
							24,662	13 委託料		

3 教職員人事費	28,870	30,606	△ 1,736	0	0	0	使用料及び借料 諸収入 30,752 2,445	△ 4,327	14 使用料及び借料	26,687	17,018 11,852
									18 備品購入費	500	
									19 負担金、補助及び交付金	19,275	
									25 積立金	14	
									4 共済費	543	
									7 賃金	3,346	
									8 報償費	8,382	
									9 旅費	4,658	
									11 需用費	3,911	
									12 役務費	470	
									13 委託料	520	
									14 使用料及び借料	459	
									19 負担金、補助及び交付金	5,581	
									22 補償、補填及び賠償金	1,000	

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明
				特定財源		一般財源		
				国支出金	県債			
4 教育指導費	1,528,831	2,591,761	△1,062,930	112,493	98,600	1,215,621	69,349	1. 学校教育指導費 797,120
							13,468	(1) 学びの革新牽引事業費 447,276
							4,126	(2) 生徒指導及び道徳教育振興費 111,231
							37,233	(3) 教職員指導力向上対策事業費 25,774
							136,628	(4) 幼児教育推進費 75,286
							208,466	(5) 特別支援教育振興費 12,629
							11,522	(6) 教育振興費 70,804
							271,999	(7) 被災児童生徒等支援事業費 54,120
							112,093	2. 義務教育改革推進事業費 29,216
							9,061	3. 高校教育改革推進事業費 373,290
							149,831	(1) 学力向上対策事業費 48,326
							469,671	(2) 職業能力育成推進事業費 18,672
								(3) 魅力ある高校づくり推進事業費 6,361
								(4) 広島みらい創生高等学校整備運営事業費 299,931
								4. 開かれた学校づくり推進事業費 2,557
								5. 教育情報化推進事業費 157,561
								6. 国際化教育推進事業費 73,147

									23 償還金、利子 及び割引料	35,384	7. 教育センター費 8. 同和奨学金 (既貸付決定分)	58,828 37,112
5 福利厚生費	405,224	349,237	55,987	0	55,100	財産収入 65,875 諸収入 7,558	276,691	4 共済費	107,806	1. 教職員健康管理費	178,708	
								7 賃金	837	2. 教職員公舎管理費	118,770	
								8 報償費	2,656	3. 公立学校共済組合事務費交付金	107,746	
								9 旅費	2,141			
								11 需用費	17,770			
								12 役務費	692			
								13 委託料	105,912			
								14 使用料及び借 借料	2,928			
								15 工事請負費	73,644			
								19 負担金、補助 及び交付金	90,838			
計	4,861, 637	5,523, 754	△662, 117	117,022	153,700	255,663	4,335, 252					
第 2 項 小学校費												

1 教職員費	57,009,916	58,809,914	△1,799,998	13,108,112	1,195,000	諸収入 590,072	42,116,732	1 報酬	775,826	1. 教職員給与費	55,932,773
								2 給料	25,807,068	2. 非常勤講師報酬等	804,102
								3 職員手当等	20,422,269	3. 教職員等旅費	273,041
								4 共済費	9,705,401		
								9 旅費	299,352		
計	57,009,916	58,809,914	△1,799,998	13,108,112	1,195,000	590,072	42,116,732				
第 3 項 中学校費											
1 教職員費	33,337,095	33,772,970	△ 435,875	7,558,771	787,000	繰入金 14,736 諸収入 281,995	24,694,593	1 報酬	845,103	1. 教職員給与費	32,252,310
								2 給料	14,265,247	2. 非常勤講師報酬等	892,326
								3 職員手当等	12,522,063	3. 教職員等旅費	192,459
								4 共済費	5,467,181		
								9 旅費	237,501		
計	33,337,095	33,772,970	△ 435,875	7,558,771	787,000	296,731	24,694,593				
第 4 項 高等学校費											

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明	
				特定財源		一般財源				
				国支出金	県債					その他
1 高等学校総務費	39,665,957	39,826,551	△ 160,594	32,814	823,000	33,758,492	1 報酬	1,364,144	1. 教職員給与費 37,905,801	
							2 給料	17,122,824	2. 非常勤講師報酬等 1,505,120	
							3 職員手当等	14,671,318	3. 教職員等旅費 223,241	
							4 共済費	6,160,814	4. 高等学校入学者学力検査費 31,795	
							8 報償費	11,123		
							9 旅費	307,474		
							11 需用費	25,171		
							12 役務費	83		
							13 委託料	2,534		
							14 使用料及び賃借料	472		
							1 報酬	35,380	4,376,965	1. 学校運営費 2,642,600
							3 職員手当等	3,000	12,397	3. 職員手当等 3,000
									123,863	財産収入 123,863
							2 高等学校管理費	13,067,569	13,722,617	△ 655,048
							3 職員手当等	3,000	2. 定時制通信制教育等修学奨励費 19,768	



目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国支出金	県債					その他
計	52,733, 526	53,549, 168	△ 815, 642	5,169, 223	4,155, 900	5,272, 946	38,135, 457			
第 5 項 特別支援学校費										
1 特別支援学校費	16,318, 126	16,540, 901	△ 222, 775	2,129, 359	632,800	使用料及 び手数料 110 財産収入 3,160 繰入金 9,200 諸収入 226,283	13,317, 214	1 報酬	334,082	1. 教職員給与費 13,207,360
								2 給料	6,215, 539	2. 非常勤講師報酬等 347,858
								3 職員手当等	4,565, 924	3. 教職員等旅費 64,302
								4 共済費	2,426, 733	4. 学校運営費 685,442
								7 賃金	1,200	5. 通学対策費 730,002
								8 報酬費	3,622	6. 就学奨励費 393,688
								9 旅費	93,038	7. 学校改修整備費 646,654
										8. 学校維持修繕費 174,017
										9. 専門教育施設等整備費 68,494
										10. 教育振興基金積立金 309



1 社会教育総務費	793,953	787,375	6,578	29,479	0	財産収入 221 諸収入 3,339	760,914	1 報酬	2,646	1. 職員給与費	671,541
								2 給料	327,337	2. 生涯学習振興費	4,478
								3 職員手当等	230,100	3. 成人教育費	2,500
								4 共済費	115,072	4. 青少年教育費	108,058
								8 報償費	3,909	5. 文化振興費	7,376
								9 旅費	5,800		
								11 需用費	10,039		
								12 役務費	1,352		
								13 委託料	27,838		
								14 使用料及び賃借料	6,539		
								18 備品購入費	765		
								19 負担金、補助及び交付金	62,547		
								27 公課費	9		
	2 文化財保護費	117,724	87,162	30,562	6,037	0	0	111,687	4 共済費	1	1. 埋蔵文化財保護費



4 人權教育推進費	9 旅費								9,404		
	11 需用費								95,362		
	12 役務費								11,954		
	13 委託料								148,565		
	14 使用料及び賃借料								13,021		
	15 工事請負費								54,170		
	18 備品購入費								981		
	19 負担金、補助及び交付金								4,687		
	8 報償費				2,380	890	4,059	3,169	332	1,163	1. 人權教育推進費
	9 旅費									74	
	11 需用費										
	13 委託料									1,600	
	計	1,303,195	1,252,774	50,421	42,204	50,800	86,420	1,123,771			

第 8 項 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支 出金	県債	その他				
1 保健体育総務費	372,828	435,934	△63,106	210	0	諸収入 236,331	136,287	1 報酬	3,178	1. 学校保健体育費 367,339
								8 報償費	14,083	(1) 学校保健管理指導費 72,065
								9 旅費	26,941	(2) 学校安全管理指導費 253,657
								11 需用費	3,948	(3) 学校体育指導費 41,617
								12 役務費	509	2. 学校給食振興費 5,489
								13 委託料	60,752	
								14 使用料及び賃借料	5,019	
								19 負担金、補助及び交付金	258,398	
								8 報償費	91	1. 学校体育推進事業費 9,007
								9 旅費	681	
								13 委託料	7,154	
								14 使用料及び賃借料	30	



第11款 災害復旧費

第4項 教育施設災害復旧費

(単位：千円)

1 教育施設災害復旧費	20,000	20,000	0	10,000	10,000	0	0	9 旅費	320	1. 単独事業	5,000
								13 委託料	600	(1) 現年発生災害教育施設復旧費	5,000
								15 工事請負費	19,080	2. 公共事業	15,000
計	20,000	20,000	0	10,000	10,000	0	0			(1) 現年発生災害教育施設復旧費	15,000

平成 31 年度広島県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	(単位：千円)
1 高等学校等奨学金収入	262,629	414,600	△	151,971
歳入合計	262,629	414,600	△	151,971

(単位：千円)

歳出	本年度予算額の財源内訳					
	本年度予算額	前年度予算額	比較	特定財源		
				国支出金	県債	その他
1 高等学校等奨学金	262,629	414,600 △	151,971	0	260,006	2,623
歳出合計	262,629	414,600 △	151,971	0	260,006	2,623

2 歳 入									
第 1 款 高等学校等奨学金収入									
第 1 項 繰越金									
(単位：千円)									
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		金 額	説 明		
				区	分				
1 繰越金	2,623	64,187	△	61,564	前年度繰越金	2,623			
計	2,623	64,187	△	61,564					
第 2 項 諸収入									
1 貸付金元利収入	257,247	347,589	△	90,342	貸出金償還金	257,247			
2 雑入	2,759	2,824	△	65	雑入	2,759			
計	260,006	350,413	△	90,407					

3 歳 出

第 1 款 高等学校等奨学金

第 1 項 高等学校等奨学金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			繰越金	区 分	金 額	
				国支出金	県 債	其 他				
1 高等学校等奨学金	262,629	414,600	△ 151,971	0	0	諸収入 260,006	繰越金 2,623	1 報酬	13,585	1. 貸付金 217,874
								4 共済費	5,626	2. 事務費 43,315
								7 賃金	1,339	3. 国庫補助金返還金 1,440
								9 旅費	4,240	
								11 需用費	713	
								12 役務費	7,194	
								13 委託料	10,618	
								21 貸付金	217,874	
								23 償還金、利子 及び割引料	1,440	
計	262,629	414,600	△ 151,971	0	0	260,006	2,623			